

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 横浜市西区花咲町 4-106(税理士会館内) 電話 (045)243-0521
発行責任者：会長 鈴木 崇晴 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉



(写真：緑支部・小野木 賢司会員)

目次

● 定期大会に向けて	東京地方税理士政治連盟	会長 鈴木 崇晴	2
	神奈川県税理士政治連盟	会長 一ノ瀬 裕	3
	山梨県税理士政治連盟	会長 中込 公人	3
● 「神奈川県税理士政治連盟」会費改定のお願い			4
● 神奈川県税理士政治連盟 第59回定期大会議案書			6
● 東京地方税理士政治連盟 第59回定期大会議案書			19
● 令和7年度 各支部・関連諸機関等定期総会一覧			30
● 賀詞交歓会スナップ			31
● 後援会だより			32
● 国会議員・市長政務視察支援			35
● 税政連だより			37
● 「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿			39

定期大会に向けて



東京地方税理士政治連盟
会 長
鈴木 崇晴

定期大会開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

まず、最初に本会ははじめ関連諸機関の方々、そして一般会員の方々の並々ならぬご支援・ご理解、ご厚情をいただいておりますことに心から御礼申し上げます。

さて、昨今の税をめぐる議論を見ておりますと国にとって「税」とは何なのかつくづく考えさせられる状況下です。

税における国会議論については、混迷をきたしていると見受けられます。税政連は税理士業界と納税者の為になるような簡素で公平な制度へ向けて、税理士会では行えない政治活動を行う組織であります。

その為に税政連はどうしたら効果的な活動を行い、成果を出せるのかを考えた時、一番のキポイントは、後援会であり、また、それを支えていただいている支部のサポートではないかと思うのであります。

税政連といたしましては、陳情の成果を上げるには大会決議(一)にもある「真の代表」として国会で成果が出せるように議員の皆様を全面的に支援していく為の施策を講じ、応援体制を強化していくことが重要であると考えます。

後援会の存在意義は特定な議員を応援する団体ではなく、国会で我々の要望を理解して成果が出せる議員になっていただくことが、目的だと考えます。一人でも多くの会員が後援会に参加して議員と意見交換をしていくことにより、議員の知見の増加と、納税者からの立場の主張を認識してもらえれば成果につながると信じております。

今後、地区連としては、両県連と連携し、議員の方へ積極的な各種運動を行ってまいりたいと考えております。

さて、税政連は会員の高齢化に伴う廃業、新規会員の未加入等により、年々加入率は減少の傾向が続いております。この現実に対して、特に神川県連では、組織委員会会議を開催し、各支部の現状把握に努め、そのデータに基づいた施策を色々と打ち出し、各税政連支部長を交え、各支部に合った勧誘勧奨を行ってまいります。

それにもかかわらず、会員の皆様におかれましてはすでに認識されているかと思いますが、活発な税政連活動を行うに当たって財政状況が足枷となって久しく時が流れました。未加入会員の入会勧奨・経費の削減・その他収入の増加等を行ってまいりましたが、財政状況の好転には至らず、この状況を打開する為に今回の定期大会では県税理士政治連盟での会費改定・本連盟での分担金改定の発議をそれぞれ行っております。

税政連活動が実を結ぶためには、税理士会、税政連の連携はもちろんですが、特に支部毎で、後援会活動を含めた三位一体の活動が活発に行われることが大事であります。

今大会における規約改正案につきましても、これからは税政連の活動を維持、発展させていくためには必要であるということを会員の皆様にご理解・賛同をいただき、今後も引き続きご支援を賜りたく切にお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。





神奈川県税理士政治連盟
会 長

一ノ瀬 裕

会員の皆様には平素より、東京地方税理士政治連盟及び神奈川県税理士政治連盟の活動にご理解、ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

昨年(2024年)の8月6日に開催されました第58回定期大会から早いもので本年もその大会準備にかかる時期となってまいりました。

現下の我が国経済は全品目での物価高騰や賃上げに対する価格転嫁への課題、トランプ関税など、先行きの不透明さが一段と増しています。

そのような中で本年は7月20日に第27回参议院議員通常選挙の投開票日となっております。神奈川選挙区は定数4名のところ5月末時点で12名程度が候補者となっており、大変な激戦区であります。当連盟では、5月末時点で3名の推薦を決定しており、また6月には1名の推薦を行う予定であります。

さて、令和7年度税制改正法案は本年3月4日に衆議院本会議で可決、3月31日に参議院本会

議で可決・成立しました。この「所得税法等の一部を改正する法律案」には日税政が要望した次の項目が盛り込まれています。

- ①基礎的な人的控除の見直しについては当初の政府案が与党修正され更なる引き上げ。
- ②法人版及び個人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件と事業従事要件の緩和。
- ③中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について極めて所得が高い中小法人を除き、15%の軽減税率が2年間延長。

この他、災害対応税制やインボイス制度その他の未達項目についても継続して改正要望の実現に向けて、積極的に対応していく所存であります。

税政連活動の根幹は、支部組織の活性化並びに税理士による国会議員等後援会の拡充により支えられるものであります。

税理士政治連盟は、税理士の使命を全うするため、また税務行政その他租税又は税理士制度についての税理士会の建議権を実現するため、国政・行政との対話と連携を通じ、更なる要望活動を行ってまいります。

なお、本年8月6日第59回定期大会が横浜ベイホテル東急で開催されます。

会員の皆様には昨年同様、ご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



山梨県税理士政治連盟
会 長

中込 公人

会員の皆様には日頃より山梨県税理士政治連盟の活動にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年6月20日に開催された第58回定期大会から早いもので1年が経過しようとしています。

この1年を振り返りますと8月22日に「令和7年度税制改正に関する要望」の国会議員秘書との懇談会、8月25日から31日に地元事務所等で山梨県関係国会議員の方々へ陳情を行いました。

新年賀詞交換会、確定申告期の税理士会の税務相談会場の視察など、議員本人との直接対話機会が増え効果的な活動が出来ました。

昨年10月に行われた第50回衆議院議員総選

挙においては、山梨選挙区推薦2名のうち当選1名、比例復活1名という結果でした。

また、今年7月に予定されている参议院議員選挙にあたり、2名の候補者の推薦が決定されました。

税理士政治連盟の目的は「税理士会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行う」ことです。

活動の原点は日頃の地道な活動であり特に「税理士による後援会」活動です。

議員の方々との信頼関係を構築し税制改正要望等の活動につなげてゆくことが重要だと考えています。

本年の第59回定期大会は6月20日(金)アピオ甲府タワー館で開催されます。

定期大会には1人でも多くの会員に参加していただき、盛大な大会にしたいと思っております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

「神奈川県税理士政治連盟」 会費改定のお願い

神税政連 7 第 8 号

令和 7 年 6 月 1 5 日

会員 各位

神奈川県税理士政治連盟

会長 一ノ瀬 裕

「神奈川県税理士政治連盟」 会費改定のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より神奈川県税理士政治連盟（以下、当連盟という）の運営にご協力いただき、厚く感謝申し上げます。

税理士の皆様はご承知のことと存じますが、税理士法第 1 条においては、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と明記されています。また、同法第 52 条では、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない」と定められており、税理士業務は有償・無償を問わず税理士に限定されている、いわゆる「無償独占」の形態をとっています。

かかる税理士制度の理念や無償独占権を現実の社会制度の中で維持・発展させるためには、立法や政策の場への継続的な働きかけが欠かせません。

税理士会は建議権を保有しますが（税理士法第 49 条の 11）、法律に基づく強制加入の特別法人であるがゆえに、政治活動を行うことができません。そのため、税政連は、税理士の使命と制度の根幹を支える存在として、国政・行政との対話と連携を通じ、税制や税理士制度の整備・改善に取り組んでいます。

さて、当連盟では令和 5 年度から執行部にて財政状況の精査を行い、令和 6 年度には各種会議において財政状況について議論を重ねてまいりました。また、組織委員会や支部長・支部幹事長会とも連携し、組織の活性化に向けた施策についても議論してまいったところでございます。1 年間を通じて、正副会長・正副幹事長会や幹事会、並びに各委員会において、多くの時間を割き議論を重ねてまいりました。度重なる会議の結果、幹事会構成員一同も、値上げはやむを得ないとの結論に至ったため、令和 7 年 3 月 1 8 日に開催された当連盟の審議機関である幹事会において、会費の改定に関する規約改正を第 5 9 回定期大会に上程することが決議されました。

会員の皆様におかれましては、当連盟幹事会の構成員（会長・副会長・幹事長・副幹事長・幹事・支部長・幹事、陪席：会計監事・顧問・相談役）である役員等から、会費の改定にご理解をいただきたい旨、折に触れてご説明させていただいていることと存じますが、定期大会を前に、すべての会員各位にご理解をいただくため、東京地方税理士政治連盟（以下、地区連という）発行の広報誌紙面にて、詳細をご報告する運びとなりました。

現在の当連盟の財政状況につきましては、令和 6 年 1 2 月開催の幹事会において、財務委員長と幹事長から役員に対して詳細な説明がなされました。会員の皆様にも、以下の内容についてご理解を賜りたくお願い申し上げます。

当連盟の令和 6 年 1 1 月時点の貸借対照表では、現預金は 9 0 0 万円となっております。また、令和 6 年 1 1 月時点の収支計算書を基に 3 月までの見込みを算出しますと、4 0 0 万円の赤字が見込まれます。こ

のまま何ら対策を講じなければ、令和8年3月時点には、現預金が100万円程度にまで減少することが予想されます。

このような背景から、ここ数年にわたり逼迫する財政状態を改善するため、我々執行部も健全な財政を目指し、経費の節約・削減、広告収入の拡大、会員増強に向けた努力を継続してまいりました。

また、証票伝達式において新入会員に対する入会促進や、各支部での説明会における加入促進も行っていました。経費の見直しとしては、会議における旅費交通費の削減、渉外活動における地区連と当連盟の役員参加の棲み分けによる渉外費・旅費交通費の縮減、さらに郵送料金の値上げに対応した年賀状の廃止等、多岐にわたる取り組みを実施してまいりました。

会員数の推移につきましては、平成26年度に3,029名であった会員数が、令和5年度には2,768名と、年々減少しております。この10年間で本会の会員数は300名増加しましたが、それに反して税政連加入者は261名減少しており、加入率は低下傾向にあります。加入勧奨にも鋭意努力を重ねておりますが、改善には至っておりません。今後も加入者を増やすための施策を講じてまいる所存です。

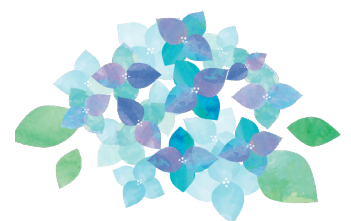
本来であれば、会員減少という現実を受け止め、自助努力によって財政維持を図るべきところではありますが、現状は限界に達しており、やむを得ず、会費の改定をお願いせざるを得ない状況に至りました。

過去の会費に関する規約改正等を振り返りますと、東京地方税理士政治連盟は昭和60年に会費を年額8,400円（前年までは4,800円）に改定し、当連盟においては昭和57年に会費を年額3,600円と定めました。少なくとも昭和60年以降、会員の皆様にご負担いただく会費は年額12,000円としてお願いしてまいりました（会費納入先が両連盟に分かれていました）。その後、約40年にわたり会費水準を維持してまいりましたが、財政が逼迫した際には、皆様のご協力を得てサポート募金等を行い、組織運営を支えてまいりました。サポート募金についても幹事会で協議を重ねてまいりましたが、一時凌ぎに過ぎず、財政の抜本的改善には至らないことから、今回、会費の改定をお願いするに至りました。

以上を踏まえ、令和7年8月6日開催予定の第59回定期大会において、年額12,000円（月額1,000円）から年額24,000円（月額2,000円）への会費改定と、従前どおり12回の均等分割納入が可能であることを踏まえ、規約改正案の附則にて適用時期を令和7年10月（10月～3月の下半期分）からとする旨を記載しております。当日は、定期大会において本件についてご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。なお、規約改正案につきましては、本誌第106号（本号）のP11をご参照ください。

なお、議案上程の順番につきましては、令和7年5月13日開催の幹事会において承認を得ており、第59回議案書においては、第3号議案（規約一部改正案）を先に上程し、第6号議案（令和7年度収支予算書案）はその採決後に審議する予定でございます。会費改定を反映した予算案となりますので、会員の皆様におかれましては、事前に本誌掲載の議案書をご確認のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、税理士会と税理士政治連盟は、車の両輪に例えられる存在であり、納税者とすべての税理士のために活動している団体であります。つきましては、財政状況の改善と、引き続きの制度維持のため、会費改定につきまして何卒ご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



神奈川県税理士政治連盟定期大会議案書

第 1 号議案 令和 6 年度運動経過報告及び組織活動報告承認の件

Ⅰ 令和 6 年度 運動経過報告及び組織活動報告

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで

1 運動経過報告の概要

本連盟は、令和 6 年 8 月 6 日開催の第 58 回定期大会において承認された運動方針及び組織活動方針に基づき、東京地方税理士政治連盟（以下、「地区連」という）及び「各税政連支部」並びに国会議員等後援会（以下、「税理士による後援会」という）との密接な連携のもと、会員相互の団結により、目標達成のための運動を展開した。

(1) 選挙活動について

① 第 50 回衆議院議員総選挙について

令和 6 年 10 月 27 日投開票の第 50 回衆議院議員総選挙に当たっては、選挙期間中「税理士による後援会」を軸として、衆議院議員推薦候補者 23 名に対し応援を行った。この結果、選挙区で 13 名、比例区で 5 名、次の候補者が当選を果たした。

【神奈川選挙区】

篠原 豪	(立 民)	菅 義偉	(自 民)	中西 健治	(自 民)
坂井 学	(自 民)	笠 浩史	(立 民)	田中 和徳	(自 民)
小泉 進次郎	(自 民)	阿部 知子	(立 民)	あかま 二郎	(自 民)
河野 太郎	(自 民)	後藤 祐一	(立 民)	牧島 かれん	(自 民)
草間 剛	(自 民)				

【比例代表】

古川 直季	(自 民)	鈴木 馨祐	(自 民)	三谷 英弘	(自 民)
山際 大志郎	(自 民)	沼崎 満子	(公 明)		

(2) 重点運動について

①重点運動 1 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

(ア) 会務・組織の活性化について

会務・組織の活性化については、特に加入率拡大、支出の削減、収入の増加に重点を置き、税理士会との連携を強化することが重要であるという認識に立つとともに、会長・幹事長による会務打合せ会にとどまらず、支部税政連活動の活性化及び会員数増強については支部長・支部幹事長会で多くのテーマについて議論を行った。なお、次年度については組織委員会、支部長・支部幹事長会並びに財務委員会等との横断的議論を行うこととなった。

(イ) 組織の運営について

(i) 昨年度に引き続き各委員会にて、組織の活性化に資する議論を行い、組織強化のための施策を多角的に検討した。又、財政基盤の強化も検討され、支出の見直し、収入の強化を行った。それら各委員会での議論を基に、多くの議事が幹事会に上程されるなど、活発な委員会活動を行った。

(ii) 後援会の総会及び役員会等に役員が出席し、後援会活動を支援するとともに、「税理士による後援会 会長・幹事長会」を開催し、「税理士による後援会」の組織の拡充・強化に協力した。又、各後援会に対し活動補助金を交付し、財政援助を行った。「税理士による後援会」総会開催に当たっては役員が出席し、後援会活動活性化の支援を行った。今年度は、2つの設立総会が開催され、後援会の拡充がなされた。さらに、後援会対策委員会より各後援会の会員増強を依頼するとともに、広報委員会に依頼し、広報誌第 103 号にて各後援会入会促進のアピールを行い、後援会活動の強化に協力した。

(iii) 本会と共同での研修会についてはコロナ禍以降初の開催となった。地区連管轄のもと、令和 6 年 10 月 10 日税理士会館 8 階において、横浜国立大学教授 梶山洋美氏をお迎えし、「日本政治の構造」について研修を行った。

(ウ) 財政状況と財政基盤の確立について

- (i) 従来同様、東京地方税理士会で毎月開催される税理士証票伝達式に出席し、新規登録者に入会勧奨を行った。又、税政連支部長からも未加入者に対して、入会勧奨をお願いするなどして、税政連の組織率向上に努めた。
- (ii) 毎年赤字決算となっている状況を打開すべく、収入面においては新入会員の会費徴収を促し、未収納者からの回収を検討し増収に努めた。一方、支出面においては出来得る限り削減を計った。令和6年度の会費収納率は、51.92%であった。(令和5年度52.73%令和4年度54.16%令和3年度55.97% 令和2年度56.50%)
- (iii) 一年間を通じ、各種会議体にて議論をし、(i)、(ii)等努力をしてきたが、状況打開には至らず、本大会にて会費の改定を会員にお願いしなくてはならない現状であり、幹事会構成役員のみにとどまらず、後援会の会長・幹事長等にも理解を求め、各種会議体にて議論を行った末、広報誌第106号において全会員へ周知の為、詳細なお知らせを行う事を決めた。

(エ) 税政連活動の広報活動情報提供について

東京地方税理士政治連盟機関誌「東京地方税政連」第103号、第104号及び第105号の発行協力及びホームページにて新着情報として、活動報告を発信し、本連盟における国と神奈川県と市町村に対する税政連活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。

②重点運動2 令和7年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(ア) 【令和7年度税制改正に関する要望の内 特に重要な7項目】

- (i) 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。【消費税】
- (ii) 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】
- (iii) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。【所得税】
- (iv) 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】
- (v) 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】
- (vi) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】
- (vii) 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

(イ) 本連盟は、「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、「後援会会長・幹事長会」や「国会議員秘書との懇談会」を開催し、議員秘書へ陳情項目を説明し理解を求めた上で、その後国会議員への陳情を実施した。

(i) 【国会議員秘書との懇談会】

	神奈川県税政連
年月日	令和6年 7月16日
場 所	ローズホテル横浜
出席者	議員秘書 28名 後援会・税政連 54名

(ii) 【国会議員への陳情について】

	神奈川県税政連
年月日	令和6年 7月17日～令和6年8月31日
場 所	各議員地元事務所等
出席者	後援会関係者等多数

(ウ) 陳情活動により次のような成果が得られた。

- (i) 【法人税】 中小企業者等の法人税率の特例の延長
- (ii) 【所得税】 基礎的な人的控除の見直し
- (iii) 【相続税・贈与税】 特例措置における役員就任及び事業従事要件の緩和

(エ) 消費税にかかる改正要望

特に消費税にかかる改正要望については更なる抜本的かつ効果的な対策が必要であり、国民・納税者の視点に立った税制が確立されるよう、また中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、今後も強力な運動を展開する必要がある。

③重点運動 3 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

(ア) 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備や税務行政改善の為、各省府庁から提出される税制改正要望に反映されることを目指すとともに、税制改正大綱に盛り込まれる様、日税政及び地区連からの要請を受けて、各推薦国会議員へ陳情活動を行い、要望実現の為に働きかけを行った。

④重点運動 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

(ア) 中小企業の活性化については、中小企業支援施策が税理士制度の理解の上措置されるよう日税政・日税連の動向を注視し、情報収集に努めた地区連と連携した他、重点運動 2 により、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう運動した。

⑤重点運動 5 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。

(ア) 税制の複雑化に伴い、今後も税理士制度が国民・納税者に、より一層の信頼される制度として維持発展していくために、各党の議連に加盟している関係議員及び税制調査会構成議員等へ後援会を通じて法改正に係る陳情を行った。

⑥重点運動 6 税理士法改正に向けての議論を注視する。

(ア) 昨年度に引き続き、次の税理士法改正に向けて日税連・日税政における建議要望を基に議論が行われることを注視した活動を行った。

⑦重点運動 7 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。

(ア) 令和 7 年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について各政党(会派)のヒアリングにおいて、地方公共団体に対して包括外部監査人や監査委員等に税理士を積極的に登用するよう要望した。また、税理士の職能を地方公共団体のために発揮できるよう各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望した。(資料 2 P18 参照) さらに、神奈川県においては、「公益法人等の均等割免除申請手続きに係る柔軟な対応」について、ヒアリングのその場において、事務取扱の見直しをする旨、県議会議員より話があった。具体的には、「今後、提出いただく添付書類については、申請法人の総会終了後に提出することも可能とする」との話があった。昨年に引き続き、要望の受入れにご尽力をいただいた。また、「中小企業に対しての円滑な融資が実行される環境整備」について、ヒアリングのその場において、「県が信用保証料を補助する【かながわ伴走支援型特別融資】が令和 6 年 7 月から期間限定で新設されている旨の話」をいただいた。新設されたばかりの制度であった為、迅速な情報提供をいただいた。その為、同日午後開催された「税理士会の支部長会」において、神奈川県作成のリーフレットを配布、本会役員から説明が行われた。

⑧重点運動 8 マイナンバー制度、電子申告について、納税者の権利保護に配慮し、円滑な税務行政が行われるよう、強力な運動を行う。

(ア) 納税環境整備の一環として、与党税制改正大綱に「納税通知に係る eTAX 経由での送付」が取り上げられた。

⑨重点運動 9 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

(ア) 政治資金規正法に関する法改正の動向を注視し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

⑩重点運動 10 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行なう等、強力な運動を行う。

(ア) 税制改正に関する要望において、特に重要な 7 項目の 1 つとして陳情活動等の運動を行った。

2 組織活動報告の概要(省略)

3 各機関の審議概況(省略)

第2号議案 令和6年度収支決算承認の件

Ⅰ 令和6年度収支計算書

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 会 費	30,400,000	29,686,000	714,000	
2. 寄 付 金	1,350,000	2,155,845	△ 805,845	
3. 受取利息	1,000	1,135	△ 135	
4. 雑 収 入	80,000	70,000	10,000	
当年度収入合計	31,831,000	31,912,980	△ 81,980	
前年度繰越金	12,612,714	12,612,714	0	
収入合計	44,443,714	44,525,694	△ 81,980	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会 費	1,000,000	1,000,000	0	
会議 費	2,100,000	2,194,358	△ 94,358	
組織拡充費	120,000	55,292	64,708	
交 際 費	550,000	302,560	247,440	
渉 外 費	1,500,000	1,419,000	81,000	
議会対策費	50,000	68,000	△ 18,000	
文書印刷費	80,000	38,070	41,930	
通 信 費	30,000	12,600	17,400	
旅費交通費	350,000	443,660	△ 93,660	
雑 費	50,000	54,830	△ 4,830	
小 計	5,830,000	5,588,370	241,630	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	2,300,000	2,077,617	222,383	
小 計	2,300,000	2,077,617	222,383	
(3) 機関誌の発行				
その他の事業費				
広 報 費	500,000	500,000	0	
小 計	500,000	500,000	0	
(4) 寄付・交付金				
寄 付 金	3,980,000	2,979,940	1,000,060	
交 付 金	1,520,000	1,484,300	35,700	
分 担 金	19,060,000	19,060,000	0	
小 計	24,560,000	23,524,240	1,035,760	
計	33,190,000	31,690,227	1,499,773	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	6,000,000	6,000,000	0	
(2) 交 通 費	5,000	0	5,000	
(3) 事務消耗品費	40,000	15,337	24,663	
(4) 備品等購入費	20,000	0	20,000	
計	6,065,000	6,015,337	49,663	
3. 予 備 費	5,188,714	0	5,188,714	
計	5,188,714	0	5,188,714	
当年度支出合計	44,443,714	37,705,564	6,738,150	
当年度収支差額	0	△ 5,792,584	5,792,584	
次年度繰越金	0	6,820,130	△ 6,820,130	

正味財産増減計算書令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	0	
増加額合計		0
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	5,792,584	
減少額合計		5,792,584
当年度正味財産増加額		△ 5,792,584
前年度繰越正味財産額		12,612,714
当年度正味財産合計額		6,820,130

貸借対照表

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現 金	194,891	1. 未 払 金	50
2. 普通預金	3,625,289	流動負債合計	50
3. 定期預金	3,000,000	II 固定負債	0
流動資産合計	6,820,180	負債合計	50
		III 正味財産	
		1. 正味財産	6,820,130
		(うち当年度正味財産減少額)	(△ 5,792,584)
資産合計	6,820,180	負債及び正味財産合計	6,820,180

財産目録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

資産の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	194,891
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	3,625,289
	定期預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	3,000,000
小 計		6,820,180
合 計		6,820,180

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
支部交付金		50
合 計		50

(単位：円)

差引純資産	6,820,130
-------	-----------

II 監 査 報 告 書

神奈川県税理士政治連盟規約第29条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。

令和7年4月18日

神奈川県税理士政治連盟

会計監事 澤 山 隆 男 (澤山)

会計監事 榎 島 正 雄 (榎島)

第3号議案 神奈川県税理士政治連盟規約一部改正の件

I 規約一部改正(案)

神奈川県税理士政治連盟規約を次のとおり改正する。

(改正理由)

近年の物価高にともなう支出額の増大により、令和5年より執行部にて財務状況を精査し、令和6年度9月より正副会長正副幹事長会並びに幹事会等で全体の議論を開始した。

また、12月正副会長正副幹事長会並びに幹事会でも検討事項として上程し、各支部役員から、会員への周知も依頼したところである。

これらを踏まえ、3月の正副会長正副幹事長会並びに幹事会にて議題として上程され、現在の財務状況では令和8年度には継続が危ぶまれる状況であるとの認識により、定期大会への上程が可決された。その為、会費改定の件に関し、今回の規約改正が必要である。

1 規約 改正新旧対照表(案)

改正案		現行		備考
改正	第3章 執行機関 (正副会長幹事長会) 第18条 会長、副会長、幹事長をもって、正副会長幹事長会を構成する。 2 正副会長幹事長会は、会務に属する事項につき協議する。 3 正副会長幹事長会は、会長が招集し、これを主宰する。 (委員会の組織) 第21条 各委員会に委員長1人、副委員長5人以内及び委員若干人を置く。 なお、委員の内より常任委員を置くことができる。 第8章 会費及び財務 (会費) 第35条 会費は、年額24,000円とし、各年度の7月末日までに本連盟に納入しなければならない。ただし、各年度の各月末日を期限として12回に均等分割して納入することができる。 附 則 1 この改正規約は、令和7年8月6日から施行する。 2 第35条(会費)の改正規定は、令和7年10月1日から適用し、当該日の間までは、改正前35条のとおりとする。		第3章 執行機関 (正副会長正副幹事長会) 第18条 会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって、正副会長正副幹事長会を構成する。 2 正副会長正副幹事長会は、会務に属する事項につき協議する。 3 正副会長正副幹事長会は、会長が招集し、これを主宰する。 (委員会の組織) 第21条 各委員会に委員長1人、副委員長3人以内及び委員若干人を置く。 なお、委員の内より常任委員を置くことができる。 第8章 会費及び財務 (会費) 第35条 会費は、年額12,000円とし、各年度の7月末日までに本連盟に納入しなければならない。ただし、各年度の各月末日を期限として12回に均等分割して納入することができる。	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (新設)

第 4 号議案 令和 7 年度運動方針決定の件**I 令和 7 年度運動方針 (案)**

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

1 運動方針

本連盟は「地区連」の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上を目指すとともに、税理士会の施策実現に向けて、「税政連支部と連携」「会員相互の団結」「われわれが推薦する国会議員等の後援会活動の活性化」を推し進めることで、挙会体制による政治力を強化し、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- (1) 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- (2) 憲法の理念に立脚した公正で合理的な租税制度の確立
- (3) 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充
- (4) 社会の変動に対応した税政連の組織の強化並びに運動の確立

2 重点運動

上記方針(案)に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、「税理士による後援会」をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- (1) 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- (2) 令和 8 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業等に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- (3) 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- (4) 中小企業等の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- (5) 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- (6) 税理士法改正に向けての議論を注視する。
- (7) 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。
- (8) 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- (9) 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- (10) 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙への確に対応し、県税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。

第 5 号議案 令和 7 年度組織活動方針決定の件**I 令和 7 年度組織活動方針 (案)**

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年度運動方針(案)に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針(案)に基づき、具体的政策を策定する。
- (2) 政策を検討する。

2 財務委員会

- (1) 財政の充実強化を図る。
- (2) 各支部の協力を得て、会費収納率の向上を図る。

3 組織委員会

- (1) 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- (2) 東京地方税理士政治連盟との連絡調整を図る。
- (3) 税政連各支部との連絡強化を図り、会員へのタイムリーな情報発信により活性化を図る。
- (4) 会員の増強を積極的に図る。特に、社員税理士及び所属税理士の本連盟への加入促進を図る。
- (5) 国会見学会等を企画する。

4 議会対策委員会

- (1) 東京地方税理士政治連盟が企画する国会对策活動に積極的に協力する。
- (2) 地方選出国會議員及び地方議員等への陳情活動及び交流活動を積極的に行う。
- (3) 運動方針に必要な活動を企画立案し、具体的運動を実施する。
- (4) 推薦国會議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただくよう努める。

5 選挙対策委員会

- (1) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
- (2) 各選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。

6 広報委員会

- (1) 地区連発行の機関誌に協力をし、県税政連情報及び各後援会情報の掲載を行う。
- (2) 東京地方税理士政治連盟の機関誌の発行並びにホームページの更新管理に協力し、本連盟活動の情報提供に努める。

7 後援会对策委員会

- (1) 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- (2) 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。
- (3) 支部長・支部幹事長と連携し、税政連支部と後援会の協働体制の構築に資する諸施策を実施する。

8 支部長・支部幹事長会

- (1) 支部における税理士政治連盟の活動を活発にするための施策を実施し、会員の本連盟に対する認識の徹底を図る。
- (2) 支部における組織強化に関する施策を協議・検討する。
- (3) 支部における会費収納に関する施策を協議・検討する。
- (4) 支部に関係する地元の税理士による後援会に対する支援について協議・検討する。
- (5) 支部相互間における税理士政治連盟の活動の連携と協議を図る。

第6号議案 令和7年度収支予算決定の件**Ⅰ 令和7年度収支予算書（案）**

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 会 費	45,060,000	30,400,000	14,660,000	@12,000 × 4,787 名 × 0.5192(注1・2) × 6/12 @24,000 × 4,787 名 × 0.5192(注1・2) × 6/12 @12,000 × 20 名 × 1/2 + @24,000 × 20 名 × 1/2 (注3)
2. 寄 付 金	1,400,000	1,350,000	50,000	後援会設立補助金 5 人 (東京地方税理士政治連盟分担金) 250,000 円 選挙陣中見舞金 23 人 (東京地方税理士政治連盟分担金 1,150,000 円)
3. 受 取 利 息	1,000	1,000	0	
4. 雑 収 入	80,000	80,000	0	定期大会会費等
当年度収入合計	46,541,000	31,831,000	14,710,000	
前年度繰越金	6,820,130	12,612,714	△ 5,792,584	
収入合計	53,361,130	44,443,714	8,917,416	

※第3号議案 神奈川県税理士政治連盟規約一部改正の件を受けて作成

支出の部

(単位: 円)

科 目	令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	1,000,000	1,000,000	0	
会議費	2,300,000	2,100,000	200,000	
組織拡充費	120,000	120,000	0	
交際費	550,000	550,000	0	
渉外費	1,500,000	1,500,000	0	
議会対策費	100,000	50,000	50,000	
文書印刷費	80,000	80,000	0	
通信費	30,000	30,000	0	
旅費交通費	500,000	350,000	150,000	
雑費	60,000	50,000	10,000	
小計	6,240,000	5,830,000	410,000	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	2,700,000	2,300,000	400,000	衆議院 19 名、参議院 4 名
小計	2,700,000	2,300,000	400,000	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費				
広報費	500,000	500,000	0	
小計	500,000	500,000	0	
(4) 寄付・交付金 分 担 金	23,935,000	19,060,000	4,875,000	地区連分担金 @4,000 × 4,787 名 (注 1) × 6/12 @6,000 × 4,787 名 (注 1) × 6/12
寄 付 金	3,600,000	3,980,000	△ 380,000	後援会活動補助金 @80,000 × 26 名 " @50,000 × 3 名 小計 2,230,000 後援会総会開催補助金 @30,000 × 29 名 870,000 後援会設立補助金 @100,000 × 5 名 500,000 支部補助金 @600 円 × 4,787 名 × 0.5192 (注 1・2) 1,490,000 20,000 × 18 支部 360,000 事務手数料 会費収納額 (29,686,000 円) × 1% 300,000
交 付 金	2,150,000	1,520,000	630,000	
小 計	29,685,000	24,560,000	5,125,000	
計	39,125,000	33,190,000	5,935,000	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	7,500,000	6,000,000	1,500,000	
(2) 交通費	10,000	5,000	5,000	
(3) 事務消耗品費	50,000	40,000	10,000	
(4) 備品等購入費	30,000	20,000	10,000	
計	7,590,000	6,065,000	1,525,000	
3. 予備費	6,646,130	5,188,714	1,457,416	
計	6,646,130	5,188,714	1,457,416	
当年度支出合計	53,361,130	44,443,714	8,917,416	
当年度収支差額	0	0	0	
次年度繰越金	0	0	0	

(注 1) 令和 7 年 4 月 1 日現在の税理士会会員数

4,787 名

(注 2) 令和 6 年度収納率

51.92%

(注 3) 令和 7 年度新入会員見込み

40 名

第7号議案 役員任期満了に伴う改選の件

本連盟の役員任期満了に伴い、規約第6条第1項の規定に基づき、本大会において次の役員を選任する。

1	会	長	1人	
2	副	会	20人	以内
3	幹	事	1人	
4	副	幹	15人	以内
5	幹	事	21人	以内
6	会	計	2人	以内

I 役員候補者名簿（案）

役員選考委員会
委員長 瀧浪 貫治

役職名	定数	候補者名
会長	1人	一ノ瀬 裕 (相)
副会長	20人以内	黒田 雅史 (南) 吉川 徳男 (中) 甲谷 隆和 (藤) 山下 大輔 (中) 大崎 ケイ子 (相) 笠原 奈美子 (戸) 鈴木 正和 (和) 佐藤 喜美男 (厚) 相原 哲 (保) 稲垣 公明 (神) 細谷 佳世 (緑) 川畑 文秀 (鶴) 中村 茂幸 (川南) 角田 国明 (川西) 小林 由美子 (横) 矢野 直子 (鎌) 大谷 孝徳 (平) 松本 淳 (小)
幹事長	1人	田中 秀拓 (中)
副幹事長	15人以内	河内 悟朗 (中)【幹事長代理 兼務】 新川 勉 (厚) 矢嶋 ますみ (中) 西迫 一郎 (厚) 遠藤 伸彰 (和) 大場 尚之 (鎌) 小野木 賢司 (緑) 佐久間 隆弥 (和) 原 卓 (平) 伊藤 美穂 (南)
幹事	21人以内	坂東 佳代子 (中) 古閑 千枝 (中) 山口 賢二 (中) 木村 昭夫 (南) 佐藤 久美子 (南) 山田 展土人 (保) 名取 直樹 (戸) 内村 久美子 (神) 國馬 春夫 (神) 井上 幸大 (神) 南雲 吉彦 (川南) 五味 雅彦 (川北) 小出 富美子 (川西) 須戸 美敦 (横) 福澤 慎太郎 (鎌) 山本 裕子 (藤) 守屋 和徳 (平) 村越 明広 (和) 谷下 祥春 (相) 相原 昇 (小)
会計監事	2人以内	金子 剛 (中) 小池 誠一郎 (緑)

第8号議案 大会決議採択の件

東京地方税理士政治連盟第8号議案と同じにつき省略

資料 1

令和 7 年度税制改正に関する要望の内特に重要な 7 項目

1. 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。【消費税】

(1) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと。

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

消費税の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みを構築する等、給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

(2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。

インボイス制度の導入に伴い各種の特例が設けられたが、いずれも経過的な取扱いとなっており、それぞれの制度が安定し定着するまでの間、適用期限の延長が検討されるべきである。

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）は極めて小規模な事業者の事務負担を軽減する措置として有効であり、令和 8 年 9 月 30 日とされている期限について延長が検討されるべきである。

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8 割特例）は適格請求書等の登録をしていない事業者の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地から有効であり、令和 8 年 9 月 30 日とされている期限について延長が検討されるべきである。

③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例について、証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和 11 年 9 月 30 日とされている期限について延長が検討されるべきである。

2. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除する制度である。また、損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される。

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしているが、所得控除すべき災害損失は、費用性資産の滅失損や金銭債権の貸倒れとは異なり、課税済みの生活資本に係る不慮の損害について担税力の減殺を見出すものであるため、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用し、より手厚い控除可能性を残すべきである。

また、東日本大震災の際には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべきである。

3. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。【所得税】

所得税の計算において所得控除が複雑化することは、源泉徴収義務者の負担が増し、納税事務において事後の修正手続、争訟等のリスクも増大させる高コストの制度となる。一方で、課税の公平性を求めると制度がある程度複雑化することは避けられないのが現実である。この公平性と手続負担の軽減を両立させるためには、申告期限等を延長し、正確な計算に要する時間を確保することも必要である。

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。このような事務手続きについて、計算を一回の手続きで完結させるため、年末調整は翌年 1 月末までに行うものとして、給与支払者の事務コストを軽減すべきである。

さらに、年末調整の実施時期の変更に合わせて、法定調書及び給与支払報告書の提出期限も 2 月 15 日とすべきである。

(2) 所得税の確定申告期間

年末調整の実施時期等を変更する場合は、源泉徴収票や法定調書を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。

加えて、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

また還付申告だけでなく納付を伴う確定申告も 1 月 1 日から申告可能な体制とし弾力性を持たせるべきである。したがって、所得税の確定申告期間は、1 月 1 日から 3 月 31 日までとすべきである。

4. 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】

(1) 役員給与税制について次の見直しを行うこと。

① 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。

役員給与は職務執行の対価であり、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入されないのが本来の姿であると考えられる。

一方で現行法は、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定により、損金に算入される役員給与を限定列挙する形式になっており、これらが、企業が本来行うべき適切な経営判断に影響を与えている。

特に顕著な例示として、業績悪化時の役員給与改定の判断がある。経営状況の著しい悪化に至らない場合であっても、業績悪化時に役員給与の減額を行うことは企業が財務体質の悪化を避けるために率先して行うべき措置であると考えられるが、法人税の取り扱いがその経営判断の妨げとなっている場合もある。

そのため、役員給与の減額改定が「経営の状況が悪化したこと」を理由に、赤字の回避のために行われたような場合は、恣意的な利益調整を排除する一定の要件を付した上で、減額改定前後の定期同額給与について、損金算入を認めるべきである。

② 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すること。

定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされている。設立事業年度についても、この規定に従い、事業年度開始から 3 月以内に役員給与の額を定め支給開始を行う必要があると解されている。

しかしながら、新設法人の場合には設立後開業準備に時間を要するなどの理由から、事業年度開始後 3 月程度では売上の計上が見込めず、役員給与の支給を開始することができない場合がある。そこで、設立事業年度については、法人が事業年度開始後 3 月を超える時期を最初の役員給与の支給時期として定めた場合には、当該定めに従って支給した給与も定期同額給与として取り扱い、損金算入を認めるべきである。

(2) 中小企業者等の法人税率の特例について延長すること。

租税特別措置については、その実効性を高める「メリハリ付け」について検討されている。メリハリ付けの方法は「税率をアップさせて特例を拡大」する積極的な方法と、「税率をアップさせずに特例を整理する」消極的な方法が考えられるが、中小法人については後者の方法が妥当する。確かに、中小法人の成長に対するディスインセンティブとなるような税制については整理されるべきであるが、地域経済を支え、国民の勤労義務の受け皿としての中小法人の役割は重要であり、経済の先行きの不安定性が予想されるなか、中小企業者等の法人税率の特例については延長されるべきである。

5. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものは至っていない。少子化問題については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならず、税制措置による効果は限定的であると考えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる税制について検討を行うべきである。

6. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人の所有期間 5 年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下認められている。一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。

法人・個人の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けたうえで、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

7. 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

現行の償却資産税制度には、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者にとって過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例の少ない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異質のものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度を簡素化することや、税額確定方式としての申告納税方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。

なお、償却資産に係る固定資産税を現行制度内に存置するとしても、申告期限については、平成 30 年 3 月に一般財団法人資産評価システム研究センターが公表した「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」に、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り、法人税と申告期限を一致させることを選択できる制度が示されている。この制度は、適正な課税標準の算定に寄与するものとして評価でき、早期に実現すべきである。

資料 2

1 令和 7 年度神奈川県予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対するトータル的な支援策の拡充を要望する。
【要望 2】	免税事業者をはじめ、個人事業者及び中小零細事業者へのインボイス制度の支援策の拡充を要望する。
【要望 3】	外国人労働者等の新たな人材の雇用促進のための環境整備を要望する。
【要望 4】	国民健康保険などの納付情報をマイナポータルなどでの共有することを要望する。
【要望 5】	中小企業に対する税制の適切な措置を要望する。
【要望 6】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 7】	中小企業に対しての円滑な融資が実行される環境整備を要望する。
【要望 8】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 9】	神奈川県版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 10】	法人住民税の還付金額の均等割への充当手続きについて要望する。
【要望 11】	個人事業税の課税対象となる業種の範囲及び定義を明瞭にすることを要望する。
【要望 12】	個人事業税における事業主控除額の引上げを要望する。
【要望 13】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 14】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 15】	包括外部監査人及び神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の委員に税理士の引き続きの登用を要望する。また、監査委員、神奈川県地方税制等研究会及びその専門部会、地方独立行政法人の監事、その他税理士の職能を神奈川県のために発揮できる各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望する。
【要望 16】	水源環境保全税のあり方の検討を要望する。
【要望 17】	公益法人等の均等割免除申請手続きについて柔軟な対応を要望する。

2 令和 7 年度横浜市予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対するトータル的な支援策の拡充を要望する。
【要望 2】	免税事業者をはじめ、個人事業者及び中小零細事業者へのインボイス制度の支援策の拡充を要望する。
【要望 3】	外国人労働者等の新たな人材の雇用促進のための環境整備を要望する。
【要望 4】	国民健康保険などの納付情報をマイナポータルなどでの共有することを要望する。
【要望 5】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 6】	中小企業に対しての円滑な融資が実行される環境整備を要望する。
【要望 7】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 8】	横浜市版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 9】	法人住民税の還付金額の均等割充当処理の明確化を要望する。
【要望 10】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 11】	固定資産税（償却資産）の納税通知書への資産の種類別の課税標準額明細の添付を要望する。
【要望 12】	固定資産税の課税明細書の記載内容の見直しを要望する。
【要望 13】	固定資産税の不服の申出期間の制限の緩和を要望する。
【要望 14】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 15】	横浜市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、横浜市民活動推進委員会の委員その他税理士の職能を横浜市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。
【要望 16】	横浜みどり税のあり方の検討を要望する。

3 令和 7 年川崎市予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対するトータル的な支援策の拡充を要望する。
【要望 2】	免税事業者をはじめ、個人事業者及び中小零細事業者へのインボイス制度の支援策の拡充を要望する。
【要望 3】	外国人労働者等の新たな人材の雇用促進のための環境整備を要望する。
【要望 4】	国民健康保険などの納付情報をマイナポータルなどでの共有することを要望する。
【要望 5】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 6】	中小企業に対しての円滑な融資が実行される環境整備を要望する。
【要望 7】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 8】	川崎市版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 9】	法人住民税の還付金額の均等割充当処理の明確化を要望する。
【要望 10】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 11】	固定資産税（償却資産）の納税通知書へ資産の種類別の課税標準額明細の添付を要望する。
【要望 12】	固定資産税の課税明細書の記載内容の見直しを要望する。
【要望 13】	固定資産税の不服の申出期間の制限の緩和を要望する。
【要望 14】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 15】	川崎市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、NPO 法人の指定についての審議を行う第三者委員会の委員、その他税理士の職能を川崎市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

東京地方税理士政治連盟定期大会議案書

第1号議案 令和6年度運動経過報告及び組織活動報告承認の件

Ⅰ 令和6年度 運動経過報告及び組織活動報告

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

1 運動経過報告の概要

本連盟は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上と、東京地方税理士会（以下「税理士会」という）の基本施策の実現のため、第58回定期大会で承認された運動方針及び組織活動方針に基づき、神奈川県及び山梨県税理士政治連盟（以下「県税政連」という）、並びに税理士による国会議員等後援会（以下「税理士による後援会」という）の協力を得て、各種施策・運動等を実施した。

令和7年度税制改正については、日税政の作成した要望書をもとに税理士業界の意見について推薦国会議員をはじめとする関係各方面に要望し、そのうち特に緊急かつ重要と思われる項目については重点的に陳情した。

(1) 選挙活動について

①第50回衆議院議員総選挙について

令和6年10月27日投開票の第50回衆議院議員総選挙に当たっては、選挙期間中「税理士による後援会」を軸として、衆議院議員推薦候補者25名に対し応援を行った。この結果、選挙区で14名、比例区で6名、次の候補者が当選を果たした。

【神奈川県選挙区】

篠原 豪	(立 民)	菅 義偉	(自 民)	中西 健治	(自 民)
坂井 学	(自 民)	笠 浩史	(立 民)	田中 和徳	(自 民)
小泉 進次郎	(自 民)	阿部 知子	(立 民)	あかま 二郎	(自 民)
河野 太郎	(自 民)	後藤 祐一	(立 民)	牧島 かれん	(自 民)
草間 剛	(自 民)				

【山梨選挙区】

堀内 詔子 (自 民)

【比例代表】

古川 直季	(自 民)	鈴木 馨祐	(自 民)	三谷 英弘	(自 民)
山際 大志郎	(自 民)	中谷 真一	(自 民)	沼崎 満子	(公 明)

(2) 重点運動について

①重点運動1 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

(ア) 会務・組織の活性化について

会務の円滑化の為、月1回程の割合で会長・幹事長による打合せ会を開催し、課題の抽出・問題の解決・今後の方針等を議論した。

組織の活性化については、特に加入率拡大の諸施策について、税理士会との連携を強化することが重要であるという認識に立ち、毎月開催される税理士証票伝達式において新規登録者への入会勧奨を行うとともに「県税政連」「県税政連支部」にて組織活性化に資する施策の検討を依頼した。

(イ) 組織の運営について

- (i) 本連盟は、日税政の方針をすみやかに県税政連に伝え、税理士会をはじめ関連諸機関との連絡・調整を密にして、県税政連が活発な政治活動を行えるよう支援した。
- (ii) 「県税政連」「県税政連支部」及び「税理士による後援会」の活動を支援する為、会議・大会（総会）・行事等に出席をし、各組織の拡充・強化に協力した。
- (iii) 税理士会と共同での研修会についてはコロナ禍以降初の開催となった。本連盟管轄のもと、令和6年10月10日税理士会館8階において、横浜国立大学教授 梶山洋美氏をお迎えし、「日本政治の構造」について研修を行った。
- (iv) 税理士会調査研究部と制度部の会議に役員が出席し、情報収集および連携に努めた。

(ウ) 財政状況と財政基盤の確立について

- (i) 本年度の分担金の収納は、会員及び県税政連の理解と協力により予算と同額の収入であった。県税政連の収納率は、神奈川県税政連は51.92%、山梨県税政連は93.40%であり、特に神奈川県税政連においては収納率の減少が危機的状況にある。神奈川県税政連会員に対しては、広報誌並びにホー

ムページを通じて活動内容の報告及び成果についての周知を広く行うとともに、税政連支部長に本連盟の存在意義と活動内容についての理解を深めてもらい、支部内での説明を通じて会員の意識向上に努めた他、広報誌における広告掲載企業を格段に増やした。一方、前年に引き続き支出の節減及び収入の向上にも努めた。

- (ii) 令和 6 年 9 月の幹事会から、各種会議体で組織率向上と財政状況について議論してきたが、状況打開には至らず、本定期大会にて分担金の改定を県税政連にお願いしなくてはならない現状であり、幹事会構成役員のみならず県税政連役員等幅広く理解を求め、3 月 18 日開催の正副会長正副幹事長会並びに幹事会にて審議し、本定期大会に規約改正の上程をする事を決めた。

(エ) 税政連活動の広報活動情報提供について

本連盟機関誌「東京地方税政連」第 103 号、第 104 号及び第 105 号を発行し、本連盟における各種活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。本連盟ホームページ上においては、発行した機関誌のアップロードを行うと共に、各種活動報告を随時行った。

②重点運動 2 令和 7 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(ア) 【令和 7 年度税制改正に関する要望の内、特に重要な 7 項目】

- (i) 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。【消費税】
- (ii) 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】
- (iii) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。【所得税】
- (iv) 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】
- (v) 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】
- (vi) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】
- (vii) 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

- (イ) 本連盟は、「県税政連」と「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、各県税政連において「後援会会長・幹事長会」や「国会議員秘書との懇談会」を開催し、議員秘書へ陳情項目を説明し理解を求めた上で、その後国会議員への陳情を実施した。

(i) 【国会議員秘書との懇談会】

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日	令和 6 年 7 月 16 日	令和 6 年 8 月 22 日
場 所	ローズホテル横浜	甲府商工会議所
出席者	議員秘書 28 名 後援会・税政連 54 名	議員秘書 6 名 後援会・税政連 23 名

(ii) 【国会議員への陳情について】

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日	令和 6 年 7 月 17 日～ 令和 6 年 8 月 31 日	令和 6 年 8 月 26 日～ 令和 6 年 8 月 28 日
場 所	各議員地元事務所等	各議員地元事務所等
出席者	後援会関係者等多数	後援会関係者等多数

- (ウ) 陳情活動により次のような成果が得られた。

- (i) 【法人税】中小企業者等の法人税率の特例の延長
- (ii) 【所得税】基礎的な人的控除の見直し
- (iii) 【相続税・贈与税】特例措置における役員就任及び事業従事要件の緩和

(エ) 消費税にかかる改正要望

特に消費税にかかる改正要望については更なる抜本的かつ効果的な対策が必要であり、国民・納税者の視点に立った税制が確立されるよう、また中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、今後も強力な運動を展開する必要がある。

③重点運動 3 納税環境整備を始めた公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

- (ア) 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備や税務行政改善の為、各省府庁から提出される税制改正要望に反映されることを目指すとともに、与党税制改正大綱に盛り込まれる様、各推薦国会議員へ陳情活動をするよう県税政連に依頼し、要望の実現の為に働きかけを行った。

④重点運動 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

(ア) 中小企業の活性化については、中小企業支援施策が税理士制度の理解の上措置されるよう日税政・日税連の動向を注視し、情報収集に努めた他、重点運動 2 により、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう運動した。

⑤重点運動 5 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。

(ア) 税制の複雑化に伴い、今後も税理士制度が国民・納税者に、より一層の信頼される制度として維持発展していくために、各党の議連に加盟している関係議員及び税制調査会構成議員等へ後援会を通じて法改正に係る陳情を行った。

⑥重点運動 6 税理士法改正に向けての議論を注視する。

(ア) 昨年度に引き続き、次の税理士法改正に向けて日税連・日税政における建議要望を基に議論が行われることを注視した活動を行った。

⑦重点運動 7 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。

(ア) 令和 7 年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について各政党(会派)のヒアリングにおいて、地方公共団体に対して包括外部監査人や監査委員等に税理士を積極的に登用するよう要望した。また、税理士の職能を地方公共団体のために発揮できるよう各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望した。(資料 2 P18 参照)

⑧重点運動 8 マイナンバー制度、電子申告について、納税者の権利保護に配慮し、円滑な税務行政が行われるよう、強力な運動を行う。

(ア) 納税環境整備の一環として、与党税制改正大綱に「納税通知に係る eLTAX 経由での送付」が取り上げられた。

⑨重点運動 9 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

(ア) 政治資金規正法に関する法改正の動向を注視し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

⑩重点運動 10 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

(ア) 税制改正に関する要望において、特に重要な 7 項目の 1 つとして陳情活動等の運動を行った。

2 組織活動報告の概要(省略)**3 各機関の審議概況(省略)**

第 2 号議案 令和 6 年度収支決算承認の件

Ⅰ 令和 6 年度収支計算書

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	20,292,000	20,292,000	0	5,073 名 (令和 6. 4. 1 現在) 神奈川県税理士政治連盟 4,765 名 19,060,000 円 山梨県税理士政治連盟 308 名 1,232,000 円
2. 寄 付 金	1,757,300	1,936,480	△ 179,180	日本税理士政治連盟 国会議員等後援会総会助成金 380,000 円 後援会会長連絡会議助成金 200,000 円 推薦国会議員等陳情助成金 280,000 円 組織強化助成金 507,900 円 衆議院選挙対策助成金 500,000 円 定期大会代議員旅費助成金 68,580 円
3. 受取利息	1,000	6,542	△ 5,542	
4. 事務受託収入	6,000,000	6,000,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	2,300,000	2,750,000	△ 450,000	広告掲載料 他
当年度収入合計	30,350,300	30,985,022	△ 634,722	
前年度繰越金	18,597,337	18,597,337	0	
収入合計	48,947,637	49,582,359	△ 634,722	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大 会 費	4,200,000	4,013,686	186,314	
会 議 費	1,000,000	841,029	158,971	
渉 外 費	2,300,000	1,302,000	998,000	
国会対策費	50,000	10,000	40,000	
組織拡充費	150,000	46,000	104,000	
慶 弔 費	150,000	46,500	103,500	
文書印刷費	100,000	26,700	73,300	
通 信 費	100,000	22,186	77,814	
旅費交通費	750,000	425,670	324,330	
雑 費	100,000	31,102	68,898	
小 計	8,900,000	6,764,873	2,135,127	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	1,350,000	1,093,198	256,802	
小 計	1,350,000	1,093,198	256,802	
(3) 機関誌の発行				
その他の事業費				
広 報 費	4,050,000	3,810,257	239,743	
小 計	4,050,000	3,810,257	239,743	
(4) 寄付・交付金				
寄 付 金	6,387,600	6,394,800	△ 7,200	(注 1)
交 付 金	500,000	500,000	0	(注 2)
小 計	6,887,600	6,894,800	△ 7,200	
計	21,187,600	18,563,128	2,624,472	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	17,000,000	16,936,290	63,710	
(2) 交 通 費	20,000	18,080	1,920	
(3) 事務消耗品費	350,000	347,827	2,173	
計	17,370,000	17,302,197	67,803	

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
3. 予 備 費	10,390,037	0	10,390,037	
計	10,390,037	0	10,390,037	
当年度支出合計	48,947,637	35,865,325	13,082,312	
当年度収支差額	0	△ 4,880,303	4,880,303	
次年度繰越金	0	13,717,034	△ 13,717,034	

- (注1) 日本税理士政治連盟 分担金
1,200円×5,079名(令和6.7.1現在) 6,094,800円
神奈川県税理士政治連盟
後援会設立助成金 100,000円
大臣就任祝金
浅尾慶一郎、坂井 学、鈴木馨祐、三原じゅん子 200,000円
- (注2) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金 500,000円

正味財産増減計算書

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	0	0
増加額合計		
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	4,880,303	4,880,303
減少額合計		
当年度正味財産減少額		△ 4,880,303
前年度繰越正味財産額		19,522,587
当年度正味財産合計額		14,642,284

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現 金	273,647	1. 預り金	11,772
2. 普通預金	13,455,159	流動負債合計	11,772
3. 郵便貯金	0	II 固定負債	0
流動資産合計	13,728,806	負債合計	11,772
II 固定資産		III 正味財産	
1. 差入保証金	895,250	1. 正味財産	14,642,284
2. 出 資 金	30,000	(うち当年度正味財産減少額)	(4,880,303)
固定資産合計	925,250	負債及び正味財産合計	14,654,056
資産合計	14,654,056		

財産目録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

資産の部		(単位：円)
科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	273,647
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	13,455,159
	郵便貯金 (00280-6-137715)	0
小 計		13,728,806
差入保証金	(株)税理士会館	895,250
出 資 金	かながわ信用金庫	30,000
小 計		925,250
合 計		14,654,056
負債の部		(単位：円)
科 目	内 訳	金 額
預 り 金	住民税預り金 18,600 円、源泉所得税超過税額 △ 6,828 円	11,772
合 計		11,772
差引純資産		(単位：円)
		14,642,284

Ⅱ 監 査 報 告 書

東京地方税理士政治連盟規約第 2 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。

令和 7 年 4 月 1 8 日

東京地方税理士政治連盟
会計監事 丸 山 孝 佳
会計監事 宇久田 進 治

第 3 号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

Ⅰ 規約一部改正 (案)

東京地方税理士政治連盟規約を次のとおり改正する。

(改正理由)

県税政連において財務状況の精査、議論が行われた事で、本連盟においても財務状況を精査をしたところ、近年の物価高にともなう支出額の増大と渉外活動の活発化が見受けられた。

そのため、令和 6 年 1 2 月正副会長正副幹事長会並びに幹事会にて、神奈川県税理士政治連盟の会費改定が議論された為、当連盟への分担金額の変更も可能かを検討事項として上程し、本連盟役員だけでなく、県税政連役員にも図ったところである。

これらを踏まえ、日本税理士政治連盟並びに東京地方税理士会とのより一層の連携強化のもと、「県税政連」の組織発展に資する施策の実行には、本連盟の財政の安定化も必要であることから、令和 7 年 3 月の正副会長正副幹事長会並びに幹事会において議題として上程され、現在の財務状況では神奈川県税理士政治連盟同様に令和 8 年度には継続が危ぶまれる状況になると判断された為、定期大会への上程が可決され、今回の規約改正が必要である。

1 規約 改正新旧対照表(案)

	改正案	現行	備考
改正	第1章 総則 (事業) 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 会員の政治的意識の高揚を図るための政治活動 (2) 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動 (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく政治活動 (4) 日本税理士政治連盟の方針に沿い、県税政連に対する指導及び連絡に関する活動 (5) 東京地方税理士会との連絡調整及び連携の強化 (6) 租税制度の進歩改善と民主的税務行政の実現を図るための政治活動 (7) 納税者の権益を擁護する民主的税理士制度を実現するための政治活動 (8) 会員に対する情報の提供及び機関誌の発行 (9) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業 第3章 執行機関 (正副会長幹事長会) 第18条 会長、副会長、幹事長をもって、正副会長幹事長会を構成する。 2 正副会長幹事長会は、会務に属する事項につき協議する。 3 正副会長幹事長会は、会長が招集し、これを主宰する。 第6章 その他の機関 (顧問・相談役及び名誉顧問) 第30条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。 2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。 3 会長が必要と認めたときは、名誉顧問を置くことができる。名誉顧問は幹事会の議を経て、会長が委嘱する。 4 顧問・相談役及び名誉顧問の任期は役員の任期に準ずる。 第8章 財務 (分担金) 第35条 県税政連は、毎事業年度の分担金を本連盟に納付しなければならない。 2 県税政連に対する分担金の算定基準は、毎年4月1日現在における東京地方税理士会の税理士会員数に6,000円を乗じた額とする。 附 則 1 この改正規約は、令和7年8月6日から施行する。 2 県税政連の規約一部改正案が大会で否決された場合は、改正規約を適用せず、第35条(分担金)は従前の規約のままとする。 3 第35条(分担金)の改正規定は、令和7年10月1日から適用し、当該日の間までは、改正前第35条のとおりとする。 尚、令和7年度分担金については、令和7年10月1日現在における東京地方税理士会の税理士会員数に差額改定分2,000円の12分の6を乗じた額を加算する。	第1章 総則 (事業) 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 会員の政治的意識の高揚を図るための政治活動 (2) 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動 (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく政治活動 (4) 租税制度の進歩改善と民主的税務行政の実現を図るための政治活動 (5) 納税者の権益を擁護する民主的税理士制度を実現するための政治活動 (6) 会員に対する情報の提供及び機関誌の発行 (7) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業 第3章 執行機関 (正副会長正副幹事長会) 第18条 会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって、正副会長正副幹事長会を構成する。 2 正副会長正副幹事長会は、会務に属する事項につき協議する。 3 正副会長正副幹事長会は、会長が招集し、これを主宰する。 第6章 その他の機関 (顧問及び相談役) 第30条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。 2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。 3 顧問及び相談役の任期は役員の任期に準ずる。 第8章 財務 (分担金) 第35条 県税政連は、毎事業年度の分担金を本連盟に納付しなければならない。 2 県税政連に対する分担金の算定基準は、毎年4月1日現在における東京地方税理士会の税理士会員数に4,000円を乗じた額とする。	(追加) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (追加) (変更) (変更) (追加) (変更) (変更) (新設)

第 4 号議案 令和 7 年度運動方針決定の件**Ⅰ 令和 7 年度運動方針 (案)**

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

1 運動方針

本連盟は日税政の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上を目指すとともに、税理士会の施策実現に向けて、「県税政連と連携」「会員相互の団結」「われわれが推薦する国会議員等の後援会活動の活性化」を推し進めることで、拳会体制による政治力を強化し、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- (1) 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- (2) 憲法の理念に立脚した公正で合理的な租税制度の確立
- (3) 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充
- (4) 社会の変動に対応した税政連の組織の強化並びに運動の確立

2 重点運動

上記方針 (案) に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、税理士による後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- (1) 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- (2) 令和 8 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- (3) 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- (4) 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- (5) 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- (6) 税理士法改正に向けての議論を注視する。
- (7) 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関 (第三者機関) 及び審判員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。
- (8) 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- (9) 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- (10) 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙への確に対応し、県税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。

第 5 号議案 令和 7 年度組織活動方針決定の件**Ⅰ 令和 7 年度組織活動方針 (案)**

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年度運動方針 (案) に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針 (案) に基づき、具体的政策を策定する。
- (2) 本連盟の長期的政策を検討する。
- (3) 東京地方税理士会における調査研究部との連絡調整を図る。

2 財務委員会

- (1) 本連盟の財政の健全化を図る。

3 組織委員会

- (1) 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- (2) 日税政及び県税政連との連絡調整を図る。
- (3) 会員の増強を積極的に図る。特に、社員税理士及び所属税理士の本連盟への加入促進を図る。
- (4) 県税政連の組織充実強化のための諸施策を支援する。
- (5) 東京地方税理士会における制度部との連絡調整を図る。
- (6) 研修会を開催する等諸施策を実施する。

4 国対委員会

- (1) 日税政が企画する国会対策活動に積極的に協力する。
- (2) 推薦国会議員等の懇談会を企画実施する。
- (3) 国会議員等への陳情活動を積極的に行う。
- (4) 推薦国会議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただけるよう努める。

5 選対委員会

- (1) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
 (2) 各選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。

6 広報委員会

- (1) 本連盟の機関誌を発行し情報の提供を行う。
 (2) ホームページの更新・管理を行い、積極的な情報発信を行う。
 (3) 日税政の機関紙の発行に積極的に協力し、本連盟の活動情報を適宜提供する。

7 後援会対策委員会

- (1) 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
 (2) 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。

第6号議案 令和7年度収支予算決定の件

I 令和7年度収支予算書(案)

令和7年4月 1日から
 令和8年3月31日まで

収入の部

(単位:円)

科 目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	25,455,000	20,292,000	5,163,000	(注1) <内訳> 神奈川県税理士政治連盟 4,787名 23,935,000円 山梨県税理士政治連盟 304名 1,520,000円
2. 寄 付 金	1,769,100	1,757,300	11,800	日本税理士政治連盟 助成金 1,769,100円
3. 受取利息	5,000	1,000	4,000	
4. 事務受託収入	7,500,000	6,000,000	1,500,000	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	3,460,000	2,300,000	1,160,000	広告掲載料 他
当年度収入合計	38,189,100	30,350,300	7,838,800	
前年度繰越金	13,717,034	18,597,337	△ 4,880,303	
収入合計	51,906,134	48,947,637	2,958,497	

※第3号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件を受けて作成

支出の部

(単位:円)

科 目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	4,300,000	4,200,000	100,000	
会議費	1,000,000	1,000,000	0	
渉外費	2,300,000	2,300,000	0	
国会対策費	50,000	50,000	0	
組織拡充費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
文書印刷費	100,000	100,000	0	
通信費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	750,000	750,000	0	
雑費	100,000	100,000	0	
小 計	9,000,000	8,900,000	100,000	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	1,500,000	1,350,000	150,000	
小 計	1,500,000	1,350,000	150,000	
(3) 機関誌の発行 その他の事業費				
広報費	4,200,000	4,050,000	150,000	
小 計	4,200,000	4,050,000	150,000	

科 目	令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	差引増減	摘 要
(4) 寄付・交付金				(注 2) (注 3)
寄 付 金	6,359,200	6,387,600	△ 28,400	
交 付 金	600,000	500,000	100,000	
小 計	6,959,200	6,887,600	71,600	
計	21,659,200	21,187,600	471,600	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	18,500,000	17,000,000	1,500,000	
(2) 交通費	30,000	20,000	10,000	
(3) 事務消耗品費	1,000,000	350,000	650,000	
計	19,530,000	17,370,000	2,160,000	
3. 予 備 費	10,716,934	10,390,037	326,897	
計	10,716,934	10,390,037	326,897	
当年度支出合計	51,906,134	48,947,637	2,958,497	
当年度収支差額	0	0	0	
次年度繰越金	0	0	0	

(注 1) 神奈川県・山梨県税理士政治連盟からの分担金
上半期 4,000 円× 5,091(令和 7. 4. 1 現在) × 6/12 = 10,182,000 円
下半期 6,000 円× 5,091(令和 7. 4. 1 現在) × 6/12 = 15,273,000 円
計 25,455,000 円
(実際には下半期は令和 7. 10. 1 現在の税理士会会員数で計算する。)

(注 2) 日本税理士政治連盟への分担金
1,200 円× 5,091 名(令和 7. 4. 1 現在) = 6,109,200 円
(実際には令和 7. 7. 1 現在の税理士会会員数で分担する。)

神奈川県税理士政治連盟
後援会設立助成金 50,000 円× 5 件 = 250,000 円

(注 3) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金 600,000 円

第 7 号議案 役員任期満了に伴う改選の件

本連盟の役員任期満了に伴い、規約第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、本大会において次の役員を選任する。

1	会 長	1 人	
2	副 会 長	2 0 人	以内
3	幹 事 長	1 人	
4	副 幹 事 長	1 2 人	以内
5	幹 事	2 0 人	以内
6	会 計 監 事	2 人	以内

Ⅰ 役員候補者名簿（案）

役 員 選 考 委 員 会
委 員 長 池 田 兼 男

役 職 名	定 数	候 補 者 名			
会 長	1 人	鈴木 崇晴	(戸)		
副 会 長	2 0 人 以 内	一ノ瀬 裕	(相)	中込 公人	(甲)
		砂田 俊二	(甲)	城田 英昭	(藤)
		佐野 光明	(神)	鈴木 峰陽	(相)
		六槍 勝明	(鶴)	藤田 伸哉	(中)
		大澤 清治	(保)	大田 哲夫	(中)
		山田 隆廣	(鶴)	鈴木 昌彦	(相)
		野本 優子	(小)	横尾 稔	(平)
		石井 正夫	(鎌)		

役 職 名	定 数	候 補 者 名	
幹 事 長	1 人	辻 泰二郎	(神)
副 幹 事 長	1 2 人 以 内	塩島 好文	(甲)【幹事長代理 兼務】
		田中 秀拓	(中) 田原 俊幸 (甲)
		河内 悟朗	(中) 吉川 徳男 (中)
		甲谷 隆和	(藤) 山下 大輔 (中)
		大崎 ケイ子	(相) 小林 由美子 (横)
		鈴木 正和	(和) 笠原 奈美子 (戸)
		江井 誠	(大)
幹 事	2 0 人 以 内	新川 勉	(厚) 矢嶋 ますみ (中)
		西迫 一郎	(厚) 遠藤 伸彰 (和)
		大場 尚之	(鎌) 小野木 賢司 (緑)
		佐久間 隆弥	(和) 原 卓 (平)
		伊藤 美穂	(南) 稲垣 公明 (神)
		太田 文友	(大) 雨宮 均 (甲)
		三澤 信仁	(甲) 羽田 昭徳 (大)
		天野 友一	(大) 小俣 真樹 (大)
会 計 監 事	2 人 以 内	槇島 正雄	(小) 丸山 孝佳 (甲)

第8号議案 大会決議採択の件

Ⅰ 大会決議（案）

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和7年8月6日

東京地方税理士政治連盟
第59回定期大会

令和 7 年度 各支部・関連諸機関等定期総会一覧

開催日		支部等	会場
6/ 5	(木)	鎌倉	鎌倉プリンスホテル
		厚木	レンブラントホテル厚木
6/ 6	(金)	神奈川	新横浜グレイスホテル
		川崎南	川崎日航ホテル
		藤沢	湘南鎌倉クリスタルホテル
6/ 9	(月)	戸塚	ロイヤルホールヨコハマ
		川崎北	ホテル精養軒
6/ 10	(火)	緑	新横浜グレイスホテル
		平塚	平塚プレジール
		相模原	レンブラントホテル東京町田
6/ 11	(水)	鶴見	県民共済プラザビル
		川崎西	川崎西税理士会館ホテルモリノ
		大和	レンブラントホテル海老名
6/ 12	(木)	保土ヶ谷	ホテルプラム横浜
		横須賀	セントラルホテル
6/ 16	(月)	横浜南	ローズホテル横浜
		小田原	箱根湯本富士屋ホテル
6/ 17	(火)	横浜中央	ローズホテル横浜
		大月	ホテル鐘山苑
6/ 20	(金)	甲府	アピオ甲府タワー館
		山梨県会	アピオ甲府タワー館

<関連諸機関等>

開催日		支部等	会場
6/ 4	(水)	データ通信	税理士会館
6/ 13	(金)	協同組合	横浜ベイシェラトンホテル
6/ 23	(月)	本 会	横浜ベイシェラトンホテル
6/ 26	(木)	公益活動サポートセンター	税理士会館
8/ 6	(水)	東京地方税政連	横浜ベイホテル東急
		神奈川県税政連	
11/ 6	(木)	(株)税理士会館	税理士会館

賀詞交歓会



篠原 豪 衆議院議員



古川 直季 衆議院議員



三谷 英弘 衆議院議員



笠 浩史 衆議院議員



田中 和徳 衆議院議員



小泉 進次郎 衆議院議員



後藤 祐一 衆議院議員



草間 剛 衆議院議員



牧山 ひろえ 参議院議員



佐々木 さやか 参議院議員



水野 素子 参議院議員



上田 勇 参議院議員



松沢 成文 参議院議員



沼崎 満子 衆議院議員



黒岩 祐治 神奈川県知事



鈴木 太郎 横浜市会議長



後援会だより

「税理士による中西けんじ後援会」設立総会

令和 6 年 12 月 19 日、喫茶こっこ(横浜市鶴見区)において「税理士による中西けんじ後援会」(自民・神奈川 3 区)の設立総会が開催された。

当日は、来賓として鈴木崇晴東京地方税政連会長、一ノ瀬裕神奈川県税政連会長を迎え、約 15 名の会員が出席した。

総会は、前田征之設立発起人の司会のもと、発起人代表の松江泰弘会員のあいさつ及後援会設立の目的と経緯の説明があった。その後に議事に入り、後援会規約、役員人事案についての各案が可決承認された。後援会長に松江会員、幹事長に秋本晃伸会員、副幹事長に前田会員が選任された。その後、鈴木会長からの来賓祝辞と、東秀優日税政会長からの祝電が披露された。

引き続いての懇親会にて中西議員より後援会設立について改めてお礼のあいさつがあり、出席し

た会員と活発な意見交換などを行った。和やかな雰囲気のもと、一同での写真撮影を行い、総会は終了した。

(後援会副幹事長 前田征之)



「税理士によるあかま二郎後援会」第 6 回定期総会

令和 7 年 1 月 22 日(水)、相模原市民会館において「税理士によるあかま二郎後援会」の第 6 回定期総会を開催しました。

本来であれば昨年 10 月に本総会を開催する予定で準備を進めて参りましたが、急遽衆議院が同月 9 日解散され、15 日公示、27 日投開票となり、年を改めての総会となりました。尚、あかま二郎氏はめでたく第 50 回衆議院議員総選挙小選挙区神奈川 14 区において当選された旨改めてご報告いたします。

総会当日は通常国会召集・開会の二日前というあわただしさの中、本人出席がかなわない場合に備えビデオレターによる近況報告形式を考慮しておりましたが、急遽当日の次第を変更、限られた時間ではありましたが議員本人を迎え、“30 年ぶりの「少数与党」下の国会”について、直前の緊迫した国会及び議員の動きなどを紹介していただきました。

議員退席後改めて総会を開催、ご来賓に鈴木峰陽東京地方税理士政治連盟副会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長、原清助税理士による黒岩祐治後援会会長、嘉戸英二東京地方税理士会相模原支部長、村上剛神奈川県税理士政治連盟相模原支部長にご臨席いただき、会員多数の出席のもと、午後 6 時 15 分より総会を開始しました。

米山智則会員の司会により、ご来賓の紹介、会長の挨拶があり、澁谷浩一会員の議長により議案の審議に入り、第 1 号議案、第 2 号議案、3 号議案いずれも原案どおり可決承認されました。

総会終了後インフルエンザが猛威を振るう中でもあり、税理士の繁忙期直前の為、懇親会は見合わせたものの、盛会の内に終了することができました。

(後援会会長 小山智祐)



『税理士によるごとう祐一後援会第16回定期総会』

令和7年3月24日、厚木アーバンホテルに於いて、「税理士によるごとう祐一後援会」第16回定期総会を開催しました。当日はご来賓として、東京地方税理士政治連盟より鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟より一ノ瀬裕会長、平塚支部から守屋和徳支部長、大和支部から遠藤伸彰支部長、そして、ごとう祐一議員ご本人にもご臨席を賜り、総勢13名ご出席のもと午後7時より総会を開催した。遠藤哲也幹事長の司会により会長挨拶、ご来賓紹介ののち、第1号議案から第3号議案まで、いずれも原案通り可決承認された。

議案審議の後ご来賓よりご祝辞を頂き、また、ごとう議員からは昨年行われた第50回衆議院議員選挙の結果報告や今後の選挙対策、国政について近況報告がなされた。

総会終了後は懇親会が開催され、ごとう議員自ら各テーブルをまわられ、消費税の減税などの税制や国政にまつわる話題など、時間が足りないほど会員と熱心に様々な意見が交わされ、大変有意義な時間を過ごしたのち閉会となった。

(後援会会長 三橋正人)



『佐々木さやか・三浦のぶひろ・上田いさむ後援会合同総会』の開催

令和7年4月4日(金)の午後5時30分より、県民共済プラザビル・メルヴェーユ(中区桜木町)において、「佐々木さやか・三浦のぶひろ・上田いさむ後援会合同総会」が盛大に開催されました。公明党の佐々木さやか・三浦のぶひろ・上田いさむ各参議院議員を迎えると共に、先日の衆議院選挙におきまして、税政連からのご推薦を頂いて初当選を果たしました、沼崎満子衆議院議員にも駆けつけていただき、議員活動等の国政報告が行われました。

今夏に予定されている参議院選挙に出馬する佐々木さやか議員からは、特に熱のこもった国政報告を頂きました。

東京地方税理士政治連盟からは、鈴木崇晴会長、辻泰次郎幹事長、神奈川県税理士政治連盟からは、一ノ瀬裕会長に御臨席をいただき、両会長からは祝福のご挨拶を頂戴しました。

更に、地区連・県連の副会長と税理士による後

援会会長・幹事長合わせて11名の御臨席もいただくことができました。

総会はつつがなく終了し、その後、国会議員と50名を超える出席者との懇親会が行われ、出席者と議員との直接の交流を持って頂き、楽しくも有意義な時間を設けることができました。総会・懇親会が無事終了できましたのも、忙しい中ご尽力頂いた亀重恵美子及び阿部幸宣の両後援会会長、大崎ケイ子、西山昌秀、松永しのぶ各幹事長をはじめ後援会の方々のお力によるものと感謝する次第です。

このような後援会活動を通じて、税の立法を担う国会議員の方と直接情報交換できる場を持つことができますのも、政治と税が密接な関係性がある以上、大変有意義でかけがえのない時間であるとあらためて痛感いたしました。これからも更なる後援会活動の充実を図って参りたいと思います。

(税理士による佐々木さやか後援会会長 芋川広教)



「税理士有志によるまるたこう一郎後援会」第 1 回定期総会

令和 7 年 4 月 24 日、東京地方税理士政治連盟から鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟から一ノ瀬裕会長をご来賓にお迎えし、「税理士有志によるまるたこう一郎後援会」の第 1 回定期総会を開催いたしました。

当日は、後援会会員 13 名のほか、支部会員 7 名が出席し、各議案はいずれも可決されました。まるた支部長からは、活動開始間もなく設立された最初の後援会が、税理士有志による本後援会であることに触れ、これまでの支援への感謝が述べられました。また、経済産業省で法人税改革に携わってきたご経験を踏まえ、今後も政策を訴え続けていくとの抱負が語られました。

それ以外にも貴重なお話を伺うことができ、大変意義深い定期総会となりました。

(後援会幹事長 清水洋州)



「税理士によるしのはら豪後援会」が設立総会開催

令和 7 年 5 月 13 日、税理士会館(横浜市)において、「税理士によるしのはら豪後援会」(立憲民主党・神奈川 1 区)の設立総会を開催した。

当日は来賓として、しのはら豪衆議院議員、東京地方税理士政治連盟より鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟より一ノ瀬裕会長、田中秀拓幹事長が出席された。

藤田伸哉発起人が開会を宣し、発起人を代表し中山捷彦会員があいさつした。引続き藤田発起人が議長を担当し設立趣意書を読み上げ、議案審議にはいった。第 1 号議案から第 3 号議案全ての議案が可決承認され、後援会が正式に設立された。会長には中山捷彦会員、副会長には藤田伸哉会員、幹事長には安彦修会員が選任された。

引き続き来賓の鈴木地区連会長、一ノ瀬県連会長より祝辞を賜った。その後しのはら議員より「後援会を設立され、また素晴らしい後援会旗を作っていただき大変光栄に感じます。私も党の税理士

議連に席を置いています。税制のことにに関して皆様よりご指導賜り活動していきたいと思います」と謝辞が述べられた。日本税理士政治連盟東秀優会長の祝電が披露され、最後に安彦幹事長の音頭により「しのはら豪、ゴー、ゴー、ゴー」のシュプレヒコールでお開きとなった。

(後援会幹事長 安彦修)



国会議員・市長税務支援視察

古川 なおき（自民 神奈川6区）

1月29日（水） 旭公会堂

旭公会堂で開催された「税理士による小規模納税者のための無料税務相談」を見学させていただきました。

多くの方が会場にお越しになり、また夕方まで予約でいっぱいとお聞きし、改めて本相談会がわが国の税務に欠かせないものであると実感しました。地元でこのような取り組みをされている税理士の先生方に、心より感謝申し上げます。



しのはら 豪（立民 神奈川1区）

1月30日（木） 税理士会館

当日、藤田伸哉税政連副会長同伴で高宮徹税務支援対策部長、吉川徳男会員から説明を受けました。相談者に対し親切、丁寧に申告書作成の指導をしていることについて相談者が真剣かつ熱心に耳を傾けておられました。会場内も予約システムを採用しているということで混雑することなくスムーズに申告をされていることに感心しました。様々な場面で活躍されている税理士の皆様に対し敬意と感謝の意を表すると同時に、今後も納税者のために活動されることをお願いしたいと思います。



あかま 二郎（自民 神奈川14区）

1月30日（木） サンエールさがみはら

当日朝9時に会場視察していただいた。

順番に受付にいる納税者と担当者に感心しながら、予約制を取り入れ運営がスムーズに行われていることに安心されていた。



水野 もと子（立民 神奈川県）

1月30日（木） 税理士会館

税をめぐる法制度は複雑で改正も多いため、確定申告期に納税者が気軽に相談できる機会は貴重です。税理士の皆様の活動に敬意を表します。インボイス制度等複雑化している税制度の改善に向けて活動してまいりますので、今後ご指導を宜しくお願い申し上げます。



本村 賢太郎（相模原市長）

1月31日（金） サンエールさがみはら

自宅からのe-taxの推進により以前のような大行列ではありませんが、本日も多くの市民の皆様が税のプロである税理士さんを頼りにお越しくださっておりました。ありがとうございました。との感想を頂き、約15分間でしたが熱心に視察されていました。



牧山 ひろえ (立憲民主・神奈川)

2月3日(月) 鶴見区役所

昨年(令和6年)同様、横浜市鶴見区役所の視察になりました。税理士会の確定申告時税務支援事業の状況について質問され、税務支援事業の必要性和税理士の社会貢献に理解を示されました。

また、スマホによる電子申告が増え、電磁的方法の積極的な利用を通じて、納税義務者の利便の向上を図るよう努めていることに理解を示されました。



堀内 詔子 (自民 山梨2区)

2月 3日(月) リッチダイヤモンド総合市民会館

昨年に引き続き会場視察にお見えになりました。

税理士会が納税者に対して、どのように確定申告相談支援を行っているかの説明を熱心に聞かれ、その必要性に理解を示されました。

パソコンやスマートフォンによる電子申告が増え、今後一層税理士会のサポートが必要不可欠になると述べられていました。



永井 学 (自民 山梨県)

2月 3日(月) リッチダイヤモンド総合市民会館

昨年に引き続き会場視察にお見えになりました。

パソコンやスマートフォンによる電子申告が増えていることに理解を示しつつも、極端にDX化を進めるやり方に疑問を持たれていた。議員自身も子育て世代のため、税制面からの子育て支援対策が必要であるとの考えを示されていました。

税理士会の確定申告相談支援について、その必要性を実感されていました。



阿部 とも子 (立民 神奈川12区)

2月4日(火) 寒川町役場東分庁舎

阿部先生は税務にとっても関心があり、また大変勉強されていて詳しい。到着されるなり「質問させてください!」と相談者席に座られ、まず103万円問題、そして高額療養費限度額引き上げは医療費控除等にどのような影響を与えるのかなど積極的に質問された。税制改善や納税手続きの簡素化など、今後に活かしてくださるものと感じた。



中谷 真一 (自民 山梨1区)

2月 5日(水) リッチダイヤモンド総合市民会館

昨年に引き続き会場視察にお見えになりました。

パソコンやスマートフォンによる電子申告が増えている現状について関心を持たれていました。来場されている納税者の数の多さに感嘆され、税理士会が確定申告相談支援を行っていることが、多くの納税者の手助けになっていることに深い理解を示されていました。



税政連だより

東京地方税政連活動・神奈川県税政連活動

月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
1/ 8	東京税政連 新年賀詞交換会	京王プラザホテル	○	
1/ 9	日税政 第1回正副会長会・幹事会合同会議	参議院議員会館 地下1階109会議室	○	
1/ 9	日税政 新年賀詞交歓会	オークラ東京	○	
1/10	本会共催 賀詞交歓会	横浜ベイシェラトン	○	○
1/10	自由民主党横浜市連 新年賀詞交歓会	ローズホテル横浜		****
1/10	神奈川県司法書士会 新年賀詞交歓会	ロイヤルホールヨコハマ 4階エリゼ		○
1/14	千葉県会 新年賀詞交換会	オークラ千葉ホテル	○	
1/15	公明党神奈川県本部 新春の集い	ロイヤルホールヨコハマ		○
1/17	山梨県会 新年賀詞交換会	アビオ甲府タワー館	○	○
1/22	税理士によるあかま二郎後援会 第六回定期総会	相模原市民会館4階あじさいの間	○	○
1/23	神奈川県行政書士会 賀詞交歓会	横浜ベイシェラトン		○
1/25	「清水一男氏 旭日小綬章受章祝賀会」発起人会	帝国ホテル 本館 3階富士の間	○	○
1/30	神奈川県社会保険労務士会 新年賀詞交歓会	横浜ベイシェラトン 5階日輪		○
2/ 3	第11回証票伝達式	税理士会館8階	○	○
2/ 3	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
2/ 6	全税共創立50周年記念・第39回全国統一キャンペーン 優積営業職員表彰・祝賀会	横浜ベイホテル東急	○	
2/10	地区連 第7回財務委員会	税政連事務局	○	
2/16	衆議院議員 みたに英弘 新春の集い	新横浜プリンスホテル 5階シンフォニア		○
2/16	立憲民主党神奈川総支部連合会定期大会	ホテルプラム 3Fジョルジュ・サンク		○
2/17	衆議院議員 田中和徳 新春の集い	川崎日航ホテル	○	○
3/ 3	第12回証票伝達式	税理士会館8階	○	○
3/ 3	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
3/10	衆議院議員鈴木馨祐「第25回政経モーニングセミナー」	ホテルニューオータニ	○	○
3/16	相模原市長もとむら賢太郎「新春の集い」	小田急センチュリー相模大野		○
3/17	衆議院議員中西けんじ京浜政経セミナー	ロイヤルホールヨコハマ		○
3/18	地区連・神連合同 正副会長打合せ会	税理士会館3階	○	○
3/18	神連 第1回役員選考委員会	税理士会館5階	○	○
3/18	地区連 第1回役員選考委員会	税理士会館5階	○	○
3/18	地区連・神連 第5回合同会議	税理士会館5階	○	○
3/19	衆議院議員さかい学「大臣公務報告会」	さくらプラザホール	○	
3/22	ごとう祐一春のつどい	レンブラントホテル厚木		○
3/24	税理士によるごとう祐一後援会 総会	厚木アーバンホテル	○	○
3/27	衆議院議員 堀内のり子セミナー	ホテルグランドヒル市ヶ谷	○	
3/28	本会 理事会	アパホテル&リゾート ＜横浜ベイタワー＞	○	
3/29	衆議院議員笠ひろふみ後援会 笠友会「春のつどい」	新百合トゥエンティワン ホール	○	○
3/30	自由民主党神奈川県支部連合会大会	ロイヤルホールヨコハマ		○
4/ 1	本会 理事会	税理士会館8階	○	
4/ 2	第1回証票伝達式	税理士会館8階	○	○
4/ 2	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
4/ 3	衆議院議員くさま剛「国政報告会 in 都築」	ボッシュホール	○	****
4/ 4	「佐々木さやか・三浦のぶひろ・上田いさむ後援会 合同総会」	メルヴェーユ	○	○

月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
4/ 7	地区連・神連 第 1 回財務通常委員会	税政連事務局	○	○
4/11	データ通信 ゴルフコンペ	磯子カンツリークラブ	○	○
4/11	神奈川県司法書士政治連盟 定時大会	神奈川県司法書士会館		○
4/14	神連 推薦審査会（参議院議員選挙）	書面決議		○
4/14	自民党川崎市連 令和 7 年度春の集い	ホテル ARU KSP		****
4/14	衆議院議員鈴木けいすけ「春の集い」	新横浜プリンスホテル	○	○
4/16	地区連・神連 第 2 回財務通常委員会	税政連事務局	○	○
4/17	会館 ゴルフコンペ	レイクウッドゴルフクラブ	****	○
4/18	会計監査	税理士会館 2 階ホール	○	○
4/18	新年度予算検討会議	税理士会館 2 階ホール	○	○
4/21	参議院議員三原じゅん子 政経セミナー	ホテルニューオータニ	○	○
4/23	地区連 推薦審査会（参議院議員選挙）	書面決議	○	
4/24	税理士有志によるまるたこう一郎後援会 総会	大和商工会議所	○	○
4/25	本会 支部長会	税理士会館 8 階	○	
4/25	参議院議員牧山ひろえモーニングセミナー	クイック貸会議室 横浜駅東口	○	○
5/ 1	第 2 回証票伝達式	税理士会館 8 階	○	○
5/ 1	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
5/ 1	地区連・神連 第 1 回広報委員会	税理士会館 3 階	○	○
5/13	地区連・神連合同 正副会長打合せ会	税理士会館 3 階	○	○
5/13	地区連・神連 合同会議	税理士会館 8 階	○	○
5/13	税理士によるしのはら豪後援会 設立総会	税理士会館 2 階	○	○
5/14	日税政 第 4 回全国後援会活動活性化会議	衆議院第 1 議員会館 地下 1 階大会議室	○	
5/15	本会 理事会		○	
5/18	牧島かれん神奈川県 17 区地方議員連盟「講演会・懇談会」	報徳会館	○	○
5/22	神奈川県土地家屋調査士政治連盟 第 25 回定時大会懇親会	ロイヤルホールヨコハマ		○
5/28	神奈川県行政書士政治連盟 令和 7 年度定時大会	ロイヤルホールヨコハマ		○

山梨県税政連活動

月日	摘要	会場
1/10	東京地方税理士会賀詞交歓会	横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
1/17	東京地方税理士会山梨県会・山梨県税理士政治連盟および 関連団体合同新年賀詞交歓会	アピオ甲府タワー館
1/24	大月支部賀詞交歓会	ハイランドリゾートホテル & スパ
	【確定申告無料相談会視察】	
2/ 3	堀内詔子衆議院議員	リッチダイヤモンド総合市民会館
2/ 3	永井学参議院議員	
2/ 5	中谷真一衆議院議員	
3/16	長崎幸太郎県政報告会	ジットプラザ甲府
3/27	堀内のり子セミナー	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3/28	第 4 回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議	税理士会館
4/ 3	令和 6 年度期末監査	税理士会館
4/ 3	第 1 回財務委員会	税理士会館
4/ 8	第 1 回総会打合せ会	税理士会館
4/15	推薦審査会（参議院議員選挙）	税理士会館
4/28	第 1 回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議	税理士会館

「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

令和7年5月13日
東京地方税理士政治連盟

衆議院

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長	結成年月日
篠原 豪	立 民	神奈川 1	中山 捷彦	安彦 修	R 7. 5.13
菅 義偉	自 民	神奈川 2	佐々木 哲夫	新井 通夫	H 9.12. 4
中西 健治	自 民	神奈川 3	松江 泰弘	秋本 晃伸	R 6.12.17
坂井 学	自 民	神奈川 5	笠原 美和	日下部 文映	R 5. 3.22
古川 直季	自 民	神奈川 6※1	齋藤 敏治	星野 友紀	R 4.11.14
鈴木 馨祐	自 民	神奈川 7※1	辻 泰二郎	國馬 春夫	H27. 5.11
三谷 英弘	自 民	神奈川 8※1	岸 蔚	平山 紀美子	R 3. 1. 5
笠 浩史	立 民	神奈川 9	吉内 弘充	川瀬 博之	H16. 1.11
田中 和徳	自 民	神奈川 10	枝村 和道	池上 英嗣	H 8. 5.18
小泉 進次郎	自 民	神奈川 11	谷中 英司	清水 耕一	H21.10.31
阿部 知子	立 民	神奈川 12	吉澤 陽子	宮治 千枝子	H28. 3.23
あかま 二郎	自 民	神奈川 14	小山 智祐	小形 剛央	H28.11.22
河野 太郎	自 民	神奈川 15	守屋 和徳	城田 英昭	H 8. 6.17
後藤 祐一	立 民	神奈川 16	三橋 正人	遠藤 哲也	H22. 1.22
牧島 かれん	自 民	神奈川 17	槇島 正雄	石川 和俊	H27.11.11
山際 大志郎	自 民	神奈川 18※1	大森 行雄	小笠原 輝昭	H26. 9.19
草間 剛	自 民	神奈川 19	(五味雅彦)	—	—
中谷 真一	自 民	山 梨 1※1	田中 茂樹	鈴木 博之	H28. 4.18
堀内 詔子	自 民	山 梨 2	湯山 智治	清水 学	H27.10. 1
沼崎 満子	公 明	比例代表	(松永しのぶ)	—	—

※1 比例南関東ブロックにて当選

参議院

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長	結成年月日
浅尾 慶一郎	自 民	神奈川県	今林 千昭	大場 尚之	H11. 5.18
牧山 ひろえ	立 民	神奈川県	横濱 英紀	六槍 勝明	H21. 5.18
佐々木 さやか	公 明	神奈川県	芋川 広教	大崎 ケイ子	H25. 6.20
三浦 信祐	公 明	神奈川県	亀重 恵美子	西山 昌秀	H28. 5.17
三原 じゅん子	自 民	神奈川県	中村 泰宏	近藤 高司	R 5.12. 8
水野 素子	立 民	神奈川県	藤田 伸哉	橋爪 隆夫	R 6.11. 5
松沢 成文	維 新	神奈川県	(瀧浪貫治)	—	—
森屋 宏	自 民	山 梨 県	天野 友一	江井 誠	R 1. 5.20
永井 学	自 民	山 梨 県	若尾 和成	小林 茂幹	R 4. 9.26
赤池 誠章	自 民	比例代表	石橋 秀樹	池田 善一	H19.11.17
上田 勇	公 明	比例代表	阿部 幸宣	松永 しのぶ	H21. 2. 3
片山 さつき※	自 民	比例代表	—	—	H31. 3.22

※片山氏については、第26回参議院議員通常選挙（R4年）にて推薦しているが「東日本六税政連の税理士による後援会」として「東京税政連」が管轄している為会長等の記載はしない。

県知事・市長

首長名	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
黒岩 祐治	無所属	神奈川県知事	原 清助	宮島 和比古	H25. 9. 5
長崎 幸太郎	無所属	山梨県知事	村松 滝夫	羽田 昭徳	H27.12.21
福田 紀彦	無所属	川崎市市長	西山 裕志	江口 進	H27. 4.10
本村 賢太郎	無所属	相模原市長	鈴木 健司	東元 勇樹	H21.12.12

前(元)国会議員・支部長等

支部長名等	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
丸田 康一郎	自 民	神奈川 13	鈴木 正和	清水 洋州	※3
わき 雅昭	自 民	神奈川県	(甲谷隆和)	—	—

※3 税理士有志によるまるたこう一郎後援会がR6.5.15に設立

第 5 9 回定期大会のご案内

令和 7 年 8 月 6 日 (水)

於 横浜ベイホテル東急

(横浜市西区みなとみらい 2-3-7)

I 神奈川県税理士政治連盟定期大会

13:00 ~ 14: 35

II 東京地方税理士政治連盟定期大会

14:45 ~ 16: 45

編集後記

令和元年から藤田委員長のもと広報委員会に携わらせていただき、編集方針や校正のポイントなど色々と勉強させていただきました。

このたび役員改選期に当たり神奈川支部からは若手のホープ井上幸大会員が当職を引き継ぎます。

神奈川支部では執行部も若返り若手の活躍が期待されています。きっと当広報委員会でも井上幸大会員が活躍されることと思います。応援よろしくお願いします。

(県連広報副委員長 稲垣公明)

訂正 (お詫び)

郵送にて、送付いたしました広報誌におきまして、P36 に誤りがございましたので、ここにお詫び申しあげるとともに、訂正内容を記載いたします。

なお、本データ版における広報誌につきましては、修正しております。ご理解の程、よろしくお願いします。

誤) 阿部 とも子 (自民 神奈川 12 区) → 正) 阿部 とも子 (立民 神奈川 12 区)



Welcome to the “Urban Oasis”

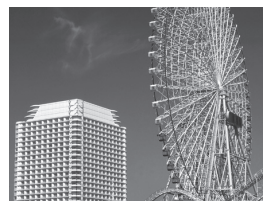
みなとみらいの中心に位置し、緑あふれる公園と横浜港を見渡す

横浜ベイホテル東急。

みなとみらい駅から徒歩1分という都市ホテルの機能と利便性に加え、

上質なやすらぎの空間、洗練された味、

そして心を尽くしたおもてなしで皆様をお迎えいたします。

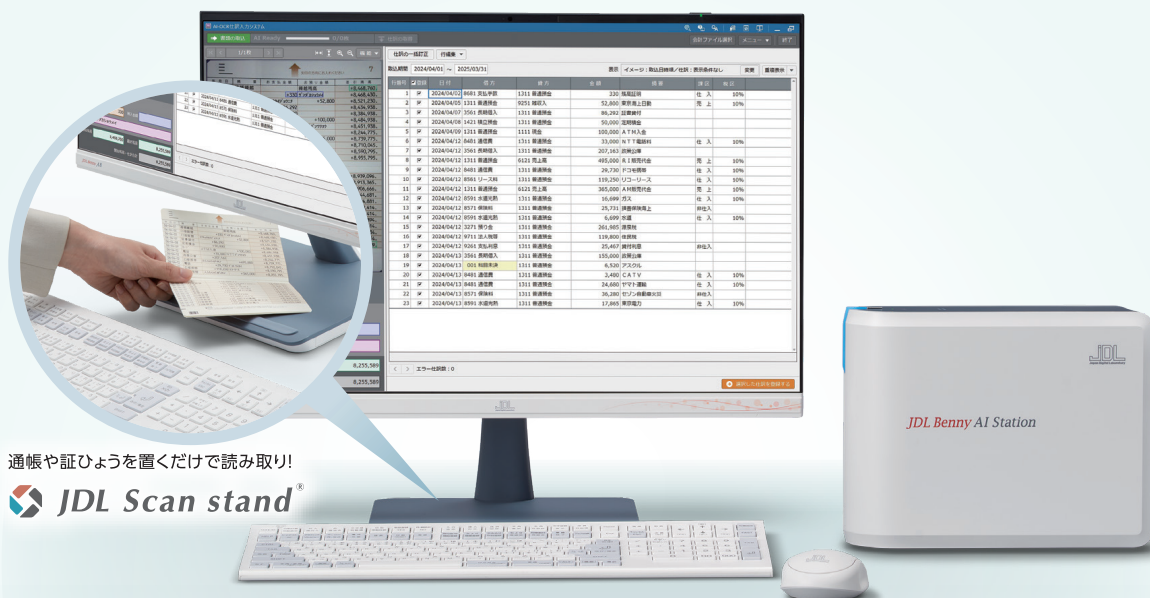


THE YOKOHAMA BAY
HOTEL TOKYU

横浜ベイホテル東急 〒220-8543 横浜市西区みなとみらい2-3-7 みなとみらい線「みなとみらい駅」直結 徒歩約1分



領収証や通帳を読み取るだけで仕訳生成。 顧問先の入力業務削減も「JDL AI」で!



「JDL AI」を搭載した企業経理のためのコンピューター

JDL Benny®



手入力とは比較にならない速度と精度で入力業務を省力化

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「**オンタイム仕訳生成処理**」

たとえば約400仕訳ならわずか**3分**で完了!

レシート・領収証150枚



通帳 見開き5ページ



クレジットカード明細5枚



※弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。

インボイス番号も自動で読み取り!

領収証や請求書から登録番号を自動で読み取り・解析。
適切な税率を仕訳データにセットします。

証ひょうを読み取るだけ!

通帳や領収証を読み取るだけで仕訳を生成。簡単な操作
ですぐにご活用いただけます。

公益法人や学校法人にも対応!

公益法人・学校法人・社会福祉法人の処理にも対応。幅広い
顧問先の入力業務の負担を軽減します。

※2024年7月対応予定。

入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)

JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>



株式会社TKC食品
代表取締役社長 山田 太郎 様

2024年6月の月次巡回監査が完了しました。
巡回監査に基づく業績速報をお送りします。
＜月次決算速報＞
監査月：2024年6月／監査日：2024年7月10日／担当者：田中一郎

1 変動損益計算書

(単位：千円)

項目	実績	構成比	計画	構成比	差額	計画比	前年同期	構成比	差額	前年比
売上高	154,782	100.0%	162,985	100.0%	1,797	101.1%	158,365	100.0%	6,417	104.1%
変動費合計	37,338	40.9%	67,283	41.3%	55	100.1%	65,785	41.5%	1,553	102.4%
限界利益	37,443	59.1%	95,702	58.7%	1,741	(+0.4%)	92,580	58.5%	4,863	(+0.6%)
人件費	49,909	30.3%	49,287	30.2%	622	101.3%	47,216	29.8%	2,693	105.7%
他の固定費	39,154	23.8%	39,510	24.2%	-356	99.1%	39,337	24.8%	-183	99.5%
固定費合計	39,063	54.0%	88,797	54.5%	266	(-0.4%)	86,553	54.7%	2,510	(-0.6%)
経常利益	8,380	5.1%	6,905	4.2%	1,475	(+0.9%)	6,027	3.8%	2,353	(+1.3%)
特別利益	113	0.1%	-	-	-	-	105	0.1%	8	(+0.6%)
税引前当期純利益(損失)	8,493	5.2%	6,905	4.2%	1,475	(+0.9%)	6,132	3.9%	2,361	(+1.3%)

2 純売上高の内訳

(単位：千円)

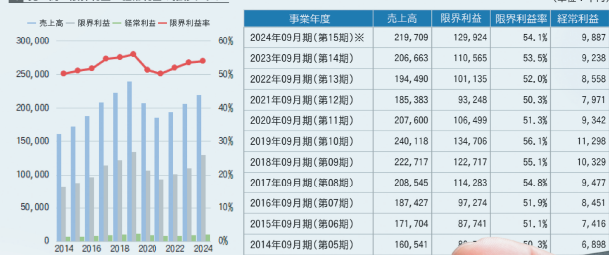
項目	実績	構成比	計画	構成比	差額	計画比	前年同期	構成比	差額	前年比
売上高	154,782	100.0%	162,985	100.0%	1,797	101.1%	158,365	100.0%	6,417	104.1%
製品売上高(4111)	125,234	76.0%	121,098	74.3%	4,136	103.4%	114,181	72.1%	11,053	109.7%
商品売上高(4112)	39,154	24.0%	41,887	25.7%	-2,733	94.4%	44,184	27.9%	-4,636	89.5%
売上高(4113)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売上高(4114)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売上高引戻り高(4115)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 この変動損益計算書からわかること

- ①当月までの売上高は計画を達成し、順調です。
- ②限界利益率は計画より0.4%改善しています。経営努力の賜物です。
- ③固定費はほぼ計画どおりです。
- ④経常利益は計画を超え、順調です。
- ⑤当月末繰越高は13,394千円。この金額が適切でないと正しい利益を把握できません。

4 売上高・限界利益・経常利益の推移グラフ

(単位：千円)



5 自己資本比率の推移グラフ

(単位：千円)



物価をはじめ、人件費や
光熱費の変動が予想されるいま、
経営環境はめまぐるしく変わっています。
会社の現状を正しく把握し、
つぎの一手をタイムリーに打つには
月次決算が欠かせません。
TKCは、「365日変動損益計算書」や
社長のスマホへの「月次決算速報サービス」、
ペポルインボイスによる仕入入力自動化など、
戦略経営のスピード化につながる
さまざまなサービスで、中小企業の黒字化を
力強く支援していきます。

「月次決算速報サービス」で、一刻も早く経営者へ。

月次決算実施後の限界利益率や自己資本比率、コメント等を経営者のスマホにお届け。
出張先でも迅速に経営判断を行えるようになります。

ペポルインボイスで、月次決算を効率化。

ペポルネットワークを利用したデジタルインボイスならチェックが不要で、
会計システムに自動で読み込みが可能。月次決算の効率化を実現します。

毎月実施する巡回監査で月次決算をサポート。
これから月次決算を始めたいという経営者も安心です。

月次決算の内容をもとに、税理士や巡回監査士が
黒字化や優良企業を目指した経営助言を行います。

月次決算後の財務情報を金融機関に自動で開示可能。
関係強化やスムーズな融資判断に役立ちます。



このQRコードから
メールのサンプルを
スマホで確認
いただけます。

「月次決算」で中小企業を支えるのは、TKC全国会。

日本ICSはIT導入支援事業者です。

＼会計ソフトの買い換えは今！／

IT導入補助金で

最大

450万円おトクに！

IT導入補助金で

会計ソフトの

乗り換えがおトク

IT導入補助金は、業務DX化を後押しするITツールの導入を支援する制度です。補助金を活用して、おトクに最新のクラウド型会計ソフトや、ハードウェアの導入ができます。ぜひこの機会に会計事務所の運営コスト見直しにご活用ください！

ハードウェア
+
ソフトウェア
+
設定費用
+
保守料金

補助金活用前

最大
450万円
おトク！

実質の
購入代金

補助金活用後

申請のサポート・ソフト導入後も安心！



補助金申請書の
提出サポート



他社からの
乗り換えデータ移行

¥0

操作の電話
問い合わせ



バージョンアップ
無料

※通話料はお客様のご負担となります。

 **日本ICS**
TIS INTEC Group

横浜営業所
〒220-0011 横浜市西区高島 1-1-2
横浜三井ビルディング 15F

大阪本社
〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31
うえほんまちハイハイタウン 11F

お問い合わせはこちら▶▶▶

詳細をご希望の方は日本ICS までご相談ください！

| <https://www.icsics.co.jp/contact>





会計事務所の DXを推進!

ICTの進歩により、ビジネス全体で生産性向上が求められています。

ACELINK NX-Proは、会計事務所のDXを支援し、
付加価値の高い顧客サービスを提供。

会計事務所と顧問先企業の業務効率化と経営改善を実現します。



会計事務所向けERPシステム

NX-ACELINK-Pro®

エースリンク エヌエックス プロ

MJS公式キャラクター
「ミロにゃん」



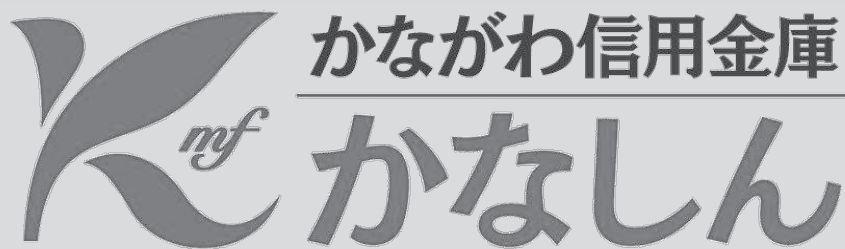
MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJSはミロク会計会とともに企業経営をサポートしています。東証プライム上場(証券コード:9928)

ACELINK NX-Pro 🔍



横浜支社 〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横浜ゲートタワー16F TEL:045-226-3696



かながわ信用金庫は県内50店舗。
みなさまの夢の実現や
お悩みの解決をサポートします。

横須賀市

本店営業部	☎046-825-1515
中央駅前出張所	☎046-824-1515
坂本出張所	☎046-825-1311
追浜支店	☎046-866-1515
田浦出張所	☎046-861-1515
栄町支店	☎046-853-1515
浦賀支店	☎046-843-1515
栗田支店	☎046-848-5333
久里浜支店	☎046-834-2244
北久里浜支店	☎046-834-2266
大津支店	☎046-834-2288
上町支店	☎046-822-1515
武山支店	☎046-857-1511
安浦支店	☎046-826-1555
池上支店	☎046-853-2222
長井支店	☎046-857-1100

逗子市

逗子支店	☎046-873-1515
------	---------------

藤沢市

藤沢営業部	☎0466-26-5411
片瀬支店	☎0466-23-5412
辻堂支店	☎0466-36-5171
長後支店	☎0466-44-2141
本町支店	☎0466-26-3100
鶴沼支店	☎0466-34-1131
善行支店	☎0466-83-0111
村岡支店	☎0466-27-7777
六会支店	☎0466-82-7781
湘南ライフタウン支店	☎0466-87-1177
羽鳥支店	☎0466-90-3155

三浦市

三崎支店	☎046-882-2222
三浦海岸支店	☎046-889-1515
三崎口駅前出張所	☎046-889-2515
岬陽支店	☎046-881-7777

横浜市

横浜営業部	☎045-651-2727
磯子支店	☎045-755-1515
井土ヶ谷支店	☎045-713-1151
鶴見支店	☎045-573-0851
六角橋支店	☎045-491-1515
三ツ沢出張所	☎045-324-1515
二俣川支店	☎045-363-5515
港南支店	☎045-844-2111
浅間町支店	☎045-314-1111
山元町支店	☎045-661-2222
金沢文庫支店	☎045-783-1515
中村橋支店	☎045-721-2222
杉田支店	☎045-773-2222
戸部支店	☎045-313-1515
並木支店	☎045-788-5845
横浜西口支店	☎045-548-6155
原宿支店	☎045-851-2660

綾瀬市

綾瀬支店	☎0467-84-9900
------	---------------



地球も、社会も、人も、動き続ける。生命体の
ようにゆらぎながら、時代は進む。
まちづくりからライフスタイル創
造、そして環境先進へ。絶えず
進化してきた私たちは知って
いる。未来は、人の想いで
切り拓かれていくことを。
あふれる人財のエネルギー
で、インパクトを起こそう。
一人の“好き”が、世界を
動かすきっかけになる。
ディープテックやスペク
タクルの躍動を、渋谷
から世界へ。GXビジネス
は、環境と社会の未来を
リードする存在へ。地域の
魅力はグローバルニーズと
共鳴し、もっと豊かに。
さあ、クリエイティブな
カルチャーで夢をカタチに
しよう。グループが描く多彩
なグリーンの輝きは、未来を
つくるプレミアムな価値になる。



誰もが自分らしく
輝ける未来へ

WE ARE GREEN



東急不動産ホールディングス

当社グループは2025年5月、「中期経営計画2030」を発表しました。
長期ビジョン「GROUP VISION 2030」で掲げたありたい姿の実現に向けて、社会的テーマを捉えた
プレミアムな価値の創出によって、誰もが自分らしく輝ける未来づくりに取り組みます。



税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



**インボイス制度
対応**

**ネット受付口座振替サービス
開始!**



【ネット口振サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから！

“報酬自動支払制度”で
検索

二次元コードから
アクセス

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず**1件**からサポートします。

My 集金NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**



不動産売買を ご検討中の関与先様を 日税不動産情報センターに ご紹介ください!

- ✓ 相続税納税のために不動産売却が必要
- ✓ 資産整理のために売却したい
- ✓ 一棟マンション・アパートが老朽化して空室が目立つ、修繕する資金がない
- ✓ 遊休不動産を売却したい
- ✓ 不動産共有解消のため売却したい・・・など

その他にも・・・

相続不動産の
対策

財産評価
サポート

事業承継不動産
M&A

価格査定
調査

相談無料

お気軽にご相談ください。

※案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

横浜支店

お問い合わせは TEL.045-262-1551

〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4丁目
106番地 税理士会館1階



日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

東京地方税理士協同組合に 是非ご加入ください

東京地方税理士協同組合は

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実施を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行うことのできない各種収益事業等を行っております。これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力をいただいた支所への交付金として、また組合員等への福利厚生事業等として還元しております。



組合員・準会員 加入のメリット①

組合への加入は、出資金(準会員は預り金)10,000円のみ。

会費は一切ありません。

- ★各種厚生事業の参加・優良図書の割引購入・税務手帳等の無料配付
- ★協同組合利用券の配付※
- ★横浜スタジアムの野球観戦・東京ディズニーリゾート等へ抽選でご招待
- ★慶弔規程による慰労金制度など

※協同組合利用券は、ブックマートや研修会などにご利用いただける券であり、組合員・準会員への還元として、毎年度の業績を考慮したうえで配付しております。
過去実績：平成28年度以降、毎年配付



提携企業先への情報提供のメリット②

- ★提携企業への関与先紹介により成約に至った際には、所定の手数料をお受け取りいただけます。
- ★小規模企業共済・中小企業倒産防止共済にご加入(関与先を含む)いただいた際には、ギフトカードを贈呈いたします。
- ★あんしん財団へ関与先等のご紹介をいただき、ご加入いただいた際には、ギフトカードを贈呈いたします。



提携生保各社への関与先紹介カード・税理士代理店登録のメリット③

- ★紹介カードを提出いただくと、ギフトカードを贈呈いたします。また、契約が成立しましたら、さらにギフトカードを贈呈いたします。
- ★代理店登録をされた場合は、新規代理店登録者と紹介者の方にギフトカードを贈呈いたします。保険契約成立時には、各生命保険会社より代理店手数料をお支払いいたします。

組合の各種事業については、ホームページをご覧ください。

<https://www.tochizeikyo.com/>

お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 TEL045-243-0551



東京地方税理士協同組合

「団体定期保険・総合医療保険」 令和7年度 シンプルキャンペーン

キャンペーン期間：令和7年4月1日～令和8年1月31日

支所(支部)表彰基準

支所目標達成に応じて、報奨金を交付。詳細は、協同組合事務局へお問い合わせください。

加入協力者表彰基準(契約成立が該当条件)

団体定期保険

未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。

既加入事業所からの新規加入者及び増額加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

総合医療保険

未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。

既加入事業所からの新規加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

(注) 加入事務所が複数の事務所から紹介を受け、4月～翌1月で複数回加入した場合、最初の紹介事務所が表彰基準に該当。
※保険募集上のコンプライアンス違反があった場合は、表彰の対象外となります。

団体定期保険

総合医療保険

保険の特徴

1. 24時間保障
2. 簡単な手続き
3. 配当金を還元

業務上・業務外を問わず保障
ご加入の際は健康状態についての告知が必要
1年ごとに当団体のみで収支計算を行い剰余が生じた場合は、配当金として還元(配当金が0となる場合もあります)

【ご加入者】東京地方税理士協同組合共済会

- 当共済会の正会員、およびその事務所に勤務する役員・従業員(正会員の家族専従者も含む)
- 当共済会の正会員の配偶者とお子さま
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者、およびその事務所に勤務する役員・従業員
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者の配偶者とお子さま
※ 配偶者・お子さまのみのご加入はできません。
※ 配偶者・お子さまの保険金額は、ご本人と同等かそれ以下でお願いいたします。

- 委託保険会社および委託割合(2025年5月現在)
大同生命【事務幹事会社】(83.33%) 日本生命(15.30%)
明治安田生命(1.21%) ジブラルタ生命(0.12%) 第一生命(0.04%)

※記載の委託保険会社および委託割合は2025年5月のものであり、契約者(東京地方税理士協同組合共済会)の決定により、保険期間中であっても変更となる場合があります。

- ご加入に際しては、所定のパンフレット(契約内容重要事項記載資料)を必ずご覧下さい。

保険の特徴

1. ケガや病気等による1泊2日以上継続入院、手術等まで幅広く保障。
2. 1回の入院に対する支払限度日数は124日(通算で1,095日)となります。
3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
4. 入院給付金日額は、3,000円から10,000円まで千円単位で選択できます。
5. 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込手続きです。
6. 団体保険としての割引が適用された保険料です。

※同一事務所で事業所加入型と個人加入型の併用取扱いはできません。

事業所加入型

配偶者・子どもは加入することはできません。

個人加入型

配偶者・子どものみで加入することはできません。配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

【事務幹事会社】日本生命

- ご加入に際しては、所定のパンフレットに記載の「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」・「正しく告知いただくために」等の重要事項を必ずお読みください。

(お問合せ先) 東京地方税理士協同組合事務局 TEL 045-243-0551

不動産売買・賃貸の仲介業務

売買仲介では、土地・戸建・マンションのほか、ビル・アパートなどの収益物件や事業用不動産なども幅広くサポートしております。

売却不動産を複数の宅地建物取引業者がオークション形式で高値購入を競う、弊社独自の売却サポートシステム「ステップオークション」も無料でご利用いただけます。



ステップオークション

宅地建物取引業者への一括紹介サービスで早期の高値売却^{※1}をサポートいたします。

専用システムを使用するため、1物件当たり平均**1,200**^{※2}件超の

宅地建物取引業者に**一斉紹介**が可能

価格の妥当性・信頼性が高く、成約までの期間も短いことから、多くの税理士様より、相続不動産のお取り扱い案件などにご活用いただいております。



※1：高値を保証するものではありません。

※2：平均紹介宅地建物取引業者数
(2023年4月1日～2024年3月31日)

東京地方税理士協同組合の特典

不動産の価格査定やご相談は
無料で承っております。

売買仲介希望者様をご紹介くださった場合

税理士様のご紹介料

弊社受領手数料の

25%相当額

紹介先様の手数料割引

弊社規定の仲介手数料の

5% 割引

先生ご自身の売買仲介をご依頼いただいた場合

税理士様の手数料割引

弊社規定の仲介手数料の

25% 割引

賃貸仲介は、ご自身の賃借は成約した月額賃料の10%を仲介手数料から割引いたします。賃貸は管理業務委託登録料の10%を割引いたします。

賃貸仲介の紹介先様割引、税理士様の紹介料については、弊社窓口までお問合せください。

※本特典適用には、弊社の営業センターとのご相談前に専用相談カードを営業推進課の担当窓口へご提出いただいている事が条件となります。

※本特典は、他の提携特典やキャンペーン特典との併用ができません。※弊社の営業センター取扱い外に所在する不動産や、ご相談の内容によりましては、お取り扱いできない場合がございます。

特典がご利用できる問い合わせ方法

電話

住友不動産ステップ 営業推進課へ直接ご連絡ください。
「東京地方税理士協同組合の案内を見て」とお伝えください。

☎ **0120-166-100**

■営業時間: 9:00～17:50 (土曜・日曜・祝日定休)

メール・FAX

専用相談カードを組合ホームページからダウンロードして、ご提出ください。
タブレット・スマホからは
二次元バーコードをご利用ください。



専用相談カードをメールもしくはFAXにて、そのまま送信ください。
担当者より、連絡させていただきます。

メール **s-teikei@stepon.co.jp**

FAX **03-3342-5184**



住友不動産ステップ株式会社

〒163-0206 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル

■営業時間: 9:00～17:50 (土曜・日曜・祝日定休)

☎ **0120-166-100**

営業推進課 税理士担当窓口